



now

農林漁業信用基金 広報誌【基金now】

2022

5月

vol.09

緑鮮やかな季節を迎えて

農林漁業信用基金 総括理事(林業担当) 吉村 洋

農林水産省から

経営局金融調整課長 中尾 学

林野庁林政部企画課長 天野 正治

水産庁漁政部水産経営課長 魚谷 敏紀

経営局保険監理官 谷 睦枝

水産庁漁政部漁業保険管理官 神田 宜宏

地域の農林漁業だより

群馬県農業信用基金協会

沖縄県農業信用基金協会

北海道山林種苗協同組合

全国漁業信用基金協会 茨城支所

全国漁業信用基金協会 高知支所

石川県農業共済組合

基金 One Team!

急速な大規模化の進展の下で
中小酪農経営の生き残りを支える酪農協
熊本学園大学 経済学部 教授 佐藤 加寿子

政策の窓

みどりの食料システム戦略
農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課

現場最前線

養殖業成長産業化に向けた新たな取組
水産庁増殖推進部栽培養殖課

緑鮮やかな季節を迎えて

01 農林漁業信用基金 総括理事（林業担当） 吉村 洋

農林水産省から

政策担当者に聞く

- 02-03 経営局金融調整課長 中尾 学
04-05 林野庁林政部企画課長 天野 正治
06-07 水産庁漁政部水産経営課長 魚谷 敏紀
08-09 経営局保険監理官 谷 睦枝
10-11 水産庁漁政部漁業保険管理官 神田 宜宏

地域の農林漁業だより～保証保険を支える全国の皆さまから～

農業信用基金協会だより

- 12-13 群馬県農業信用基金協会
14-15 沖縄県農業信用基金協会

林業・木材産業だより

- 16-17 北海道山林種苗協同組合 参事 早苗 保穂

漁業信用基金協会だより

- 18-19 全国漁業信用基金協会 茨城支所
20-21 全国漁業信用基金協会 高知支所

農業共済組合だより

- 22-23 石川県農業共済組合

基金 One Team! ～私たちの制度運営を支える皆さまから～

- 24-25 急速な大規模化の進展の下で
中小酪農経営の生き残りを支える酪農協
熊本学園大学 経済学部 教授 佐藤 加寿子
(農林水産省独立行政法人評価有識者会議農林漁業信用基金部会委員)

政策の窓

- 26-29 みどりの食料システム戦略
農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課

現場最前線

- 30-33 養殖業成長産業化に向けた新たな取組
水産庁増殖推進部栽培養殖課

信用基金の動き等

- 34 信用基金の動き・人事異動等



緑鮮やかな季節を迎えて

独立行政法人農林漁業信用基金
総括理事（林業担当）



吉村 洋

緑鮮やかな季節となってまいりました。

緑は、目に優しく、人の心に安定や調和をもたらしてくれるそうです。

我が国は、国土のおよそ7割が森林の緑で覆われています。

森林は、目や心への作用だけでなく、水源の涵養、災害の防止、生物多様性の保全・地球温暖化の防止など様々な恩恵を私たちに与えてくれています。

また、森林から産出される木材は炭素を固定し、加工が容易な優れた素材です。

森林の恩恵は、伐って、使って、植えて、育てるという循環が成り立ってはじめてもたらされるものです。

そこで大きな役割を担うのが林業・木材産業です。

林業・木材産業は今、追い風に背中を押される一方、逆風にさらされている面もあると言えるでしょう。

森林資源の量はかつてなく充実し、木材自給率は年々向上しています。

地域社会の発展、国際的な潮流であるSDGsや脱炭素の達成のためにも林業・木材産業への期待が高まっています。

コロナ禍に端を発した外材の入手難や木材価格の上昇は、様々な課題はあるものの、国産材利用量や収益拡大の契機となる可能性があります。

一方、目まぐるしく変化する国際情勢によ

って、原油や原材料価格、海上輸送、サプライチェーン、為替相場などの変動や混乱が懸念されています。

これらによって林業・木材産業の経営環境にも様々な影響が生じる可能性もある中、事業者の皆様は、日々の経営に大変なご苦勞をされていることと思います。

私どもの林業信用保証業務は、林業・木材産業の健全な発展に資することを目的としています。

この目的達成のため、融資機関の皆様との適切なりスク分担の下、関係者の皆様の声を伺いつつ、各地で懸命に努力されている林業・木材産業関係者の皆様に対し、継続的・安定的な信用保証サービスを提供してまいります。

かつての我が国では、半ば収奪的に森林が利用され、今では想像も出来ないほど各地で山肌が露出していました。

今日の豊かな森林は、戦後営々と森林造成に当たった先人の努力によりもたらされたものです。この貴重な森林の恩恵を将来にわたって享受できるよう、林業・木材産業の更なる発展が期待されています。

ともすれば様々な変化に振り回されがちな昨今ですが、意識的に緑を眺め、安定と調和を意識して業務に取り組みたいと考えています。

本年度も独立行政法人農林漁業信用基金の業務に特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年度 農業金融について



経営局金融調整課長

中尾 学

平素より農政の推進につきまして御理解・御協力を賜り、御礼申し上げます。また、この度はこのような寄稿の機会を頂戴し、誠にありがとうございます。

まずはじめに、昨年夏の大雨被害や年末からの大雪被害、福島県沖を震源とする地震被害等の自然災害により被災された事業者の皆様、さらには、新型コロナウイルス感染症のまん延や原油価格をはじめとする物価の高騰等により経営に大きな影響を受けている事業者の皆様、心よりお見舞い申し上げます。また、このような中であって、農林漁業信用基金、都道府県農業信用基金協会の皆様をはじめ、農業信用保証保険業務に携わっておられる皆様におかれましては、農業経営に必要な資金供給の円滑化に向け、お力を発揮していただいていることにつきまして敬意と感謝を申し上げます。

(我が国金融をめぐる)

さて、我が国金融をめぐるには、改めて申し上げるまでもなく、人口減少による市場縮小や低金利下での厳しい運用環境が継続していることをはじめとして、収益を出していく上で難しい舵取りが迫られる状況が続いています。また、新型コロナウイルス感染症のまん延は経済社会の在り方や消費者心理に大きな影響を及ぼし、金融業界の経営環境・事業環境にも様々な制約・負担がかかっています。こうした中で、社会の新たな動きであるデジタル化やグリーン化・ESG（環境・社会・ガバナンス）金融など社会の新たな動きに対応できるかどうかが重要となっている環境にもあります。

農協系統金融機関におかれましては、銀行、信用金庫、信用組合と同様に、収益の確保に向

け、地域の実情などを十分に踏まえながら様々に取り組んでおられると承知しています。引き続き、組合員はじめ利用者のニーズに応えつつ自らの経営基盤を強化し、時代の変化に即したビジネスモデルの構築、経営の持続性の確保に不断に努めていただくことを期待しております。

(早期警戒制度・

自己改革実践サイクルについて)

これに関連する動きとして、農協の早期警戒制度につきまして、本年1月より新たな運用を開始しています。これまでは、足下の経営がどうなっているかということを中心に経営改善に向けた取組を促すものとして運用されてきましたが、この度、現在の経営状況に加え、将来の経営を見通した上で取組を促すものに見直しを行いました。将来の経営見通しをベースとすることは他の金融機関について既に行われていることと同様ですが、農協については、信用事業のみならず経済事業や共済事業などを行う総合事業体であることに鑑み、まさに信用事業を含めた総合事業体としての経営見直しをベースとすることがひとつのポイントです。

「早期警戒」という名称が、やや厳しい印象を与えている感はありますが、今回の見直しを機に従来より監督が厳しくなるというのではなく、現在の農協の経営に懸念や課題が見つければ、これが顕在化・深刻化する前段階から、都道府県と膝を付き合わせて改善・解消に向けた対話を行い、共に解決策を探り、持続可能な事業モデルの確立につなげていくというものです。各農協それぞれに、将来にわたって各地域で活躍するビジョンをお持ちだと思いますが、それに向けた農協御自身の取組を後押ししていく

ものであると御理解いただければと思います。

また、農協系統におかれては、現在、いわゆる「自己改革実践サイクル」(自己改革を実践するための具体的な方針や中長期の収支見通しについてのシミュレーション等を作成の上、具体的な取組を実行して、その取組内容について、毎年、組合員に説明し、組合員の評価と意向を踏まえ、必要があれば見直しを行う一連のプロセス)の構築に取り組んでいただいています。農林水産省としても、こうした自己改革に関する取組をしっかりと後押ししてまいります。

(農業金融について)

このような中、農協系統金融機関の新規農業融資額は近年着実に増加してきており、令和2年度の新規農業融資額(長期資金)は4,293億円となっています。これは、平成27年度と比べて6割の増加です。また、農協系統以外の民間金融機関における令和2年度の農林業向け新規融資(設備資金)は803億円であり、地方銀行等においても積極的に農業融資に取り組んでおられる事例が多々あることを承知しています。

こうした動きは、各金融機関において、農業者のニーズに対応し、あるいは経営相談・経営診断等を通じてそれまで見えていなかったニーズを新たに確認し、経営に必要な資金を供給していただいていることによるものだと思います。

農業者向けの融資が円滑に行われるためには、農業信用保証保険制度がその役割を十分に発揮することが必要です。実際、農業者向けの融資の伸びとともに、基金協会の保証引受実績も伸びてきていると承知しています。我が国の農業経営・農業生産、ひいては国民への食料の安定供給を、いわば縁の下の力持ちとして支えているのが農業信用保証保険業務に携わっておられる皆様であるといえます。

農業融資に関しては、国としましては、本年度から新たに、農業近代化資金の実質無利子化や保証料助成の措置を講じています。これは、農業融資を必要とする農業者が制度融資をより利用しやすくするためのものであり、当然な

がら引き続き、融資審査・保証引受審査を適切に行っていただくことが重要ですが、関係の皆様には、こうした事業も是非活用いただきながら、従来にも増して農業経営をサポートしていただければと思います。

また、農協系統金融機関をはじめ民間金融機関の活動を補完する役割を担うのが、政策金融機関たる日本政策金融公庫と沖縄振興開発金融公庫です。昨今の情勢でいえば、新型コロナウイルス感染症がまん延する中、セーフティネット資金の円滑な供給等を通じて農業経営の下支え機能が発揮されているといえます。今後も、農協系統金融機関をはじめとする民間金融機関の皆様と公庫が連携・協調し、農業者に必要な融資や経営ノウハウが適切に提供されることを期待しています。

(おわりに)

現在、我が国経済社会をめぐっては、(金融をめぐる情勢として冒頭で少し触れたとおり)人口減少による市場縮小・人手不足の深刻化、デジタル技術をはじめとしたイノベーションの進展、世界的な気候変動に対応するグリーン化、さらにはポストコロナを見据えたビジネスモデルの探求などの不可逆的な流れの中にあり、その流れは加速度を上げているようにも感じます。

こうした動きにいかに柔軟に対応していくか、ということが我が国農業経営・農業金融にも求められているといえます。もちろん簡単なことではありませんが、状況を適確に認識し、現状に安住することにリスクがないか考えながら取り組んでいくことが重要ではないかと思います。

農林水産省といたしましても、農業信用保証保険業務に携わっておられる皆様をはじめ関係の皆様と意思疎通を図りながら、施策を検討し、構築・展開してまいります。本年度もどうぞよろしく願いいたします。

森林・林業・木材産業の 展望と金融施策



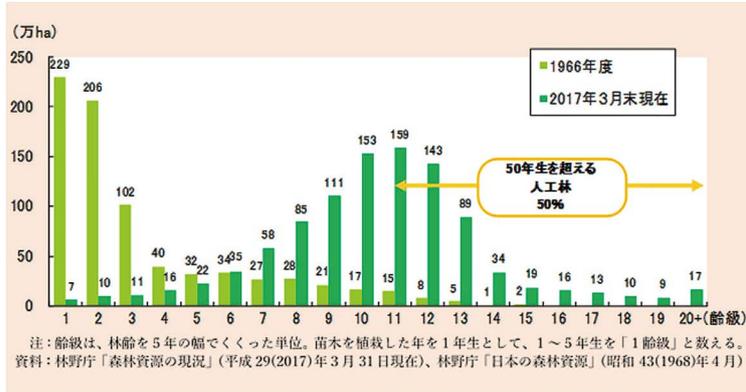
林野庁林政部企画課長
天野 正治

はじめに

「基金 now」を御覧の皆様、日頃より（独）農林漁業信用基金の林業信用保証業務の運営並びに森林・林業・木材産業施策の推進に御理解・御協力賜り、心より御礼申し上げます。

さて、まず我が国の森林に目を向けさせていただきます。我が国は国土の3分の2を森林が占める世界有数の森林国です。特に森林面積の約4割を占める人工林では、50年生を超える人工林面積が10年前の2.4倍に増加し過半となっており、本格的な利用期を迎えています（参考1）。その様な状況であることを踏まえつつ、筆を進めさせていただきます。

（参考1）人工林の齢級構成の変化



1. 森林・林業の現状と課題

我が国の人工林の過半が本格的な利用期を迎えている中、林業経営体の規模拡大や生産性の向上は徐々に進み、伐採と造林の一貫作業等による造林コスト低減の取組も拡大し、丸太生産量も増加傾向にあります。一方で、近年の主伐面積に対する再造林面積の割合は約3割にとどまっており、我が国の木材利用ニーズに照らした森林資源の循環利用の観点に加え、森林の二酸化炭素吸収量の目標の観点からも、再造林の推進が大きな課題となっています。

2. グリーン成長の実現に向けて

令和3年6月に閣議決定された新たな森林・林業基本計画では、再造林等により森林の適正な管理を図りながら、「伐って、使って、植える」ことによる森林資源の持続的な利用を一層推進し、林業・木材産業の成長産業化に取り組み、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現することとしています（参考2）。

このためにも再造林の推進が課題であり、新技術を活用して伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の展開に加え、収益拡大のため、木材の安定的な需要を確保していくことが重要です。

（参考2）今後の施策の方向と5つのポイント

森林・林業・木材産業による グリーン成長

森林を適正に管理し、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050年カーボンニュートラルも見据えた豊かな社会経済を実現！

森林資源の適正な管理・利用
循環利用を進めつつ、多様で健全な姿へ誘導するため、再造林や複層林化を推進。併せて、天然生林の保全管理や国土強靱化、森林吸収量確保に向けた取組を加進。

「新しい林業」に向けた取組の展開
伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」を展開。また、「長期にわたる持続的な経営」を実現。

木材産業の競争力の強化

外材等に対抗できる国産材製品の供給体制を整備し、国際競争力を向上。また、中小工場工場等は、多様なニーズに応える多品目製品の供給により、地場競争力を向上。

都市等における「第2の森林」づくり
中高層建築物や非住宅分野等での新たな木材需要の獲得を目指す。木材を利用することで、都市に炭素を貯蔵し温暖化防止に寄与。

新たな山村価値の創造
山村地域において、森林サービス産業を育成し、関係人口の拡大を目指す。また、集落維持のため、農林地の管理・利用など協働活動を促進。

3. カギを握る木材産業の競争力強化

新たな基本計画では、木材の供給量と、それに対応した用途別の利用量の目標を定めており、国産材の利用量については、令和7年に4,000万m³を目標として定めています（参考3）。木材利用の拡大に当たっては、関係者が協力し、効率的なサプライチェーンを構築して相互利益を拡大しつつ、再造林につなげるとの視点を共有し努力していくことが期待されます。木材産業は、こうしたサプライチェーンの中であって、山元から原木を購入しマーケットニーズに応じ

て木材を加工・販売して需要先につなぐ存在であり、森林・林業の持続性の確保と木材の適切な利用推進という両面において重要な存在です。この木材産業の競争力強化こそが、グリーン成長のカギを握っていると言っても過言ではありません。

(参考3) 基本計画における国産材利用の目標と実績
(百万㎡)

用途区分	総需要量					国産材利用量				
	平成26年 (実績)	令和元年 (実績)	令和2年 (見通し)	令和7年 (見通し)	令和12年 (見通し)	平成26年 (実績)	令和元年 (実績)	令和2年 (目標)	令和7年 (目標)	令和12年 (目標)
建築用材等 計	3.9	3.8	—	4.0	4.1	1.5	1.8	—	2.5	2.6
製材用材	2.8	2.8	2.8	2.9	3.0	1.2	1.3	1.5	1.7	1.9
合板用材	1.1	1.0	1.1	1.1	1.1	3	5	5	7	7
非建築用材等 計	3.6	4.4	—	4.7	4.7	8	13	—	15	1.6
パルプ・チップ用材	3.2	3.2	3.1	3.0	2.9	5	5	5	5	5
燃料材	3	1.0	7	1.5	1.6	2	7	6	8	9
その他	1	2	2	2	2	1	2	1	2	2
合計	76	82	79	87	87	24	31	32	40	42

注1：令和2(2020)年の見通し及び目標は、前基本計画における見通し及び目標。建築用材等と非建築用材等に分けた数値は設定していない。
2：燃料材とは、ペレット、薪、炭、燃料用チップである。
3：その他とは、しいたけ原木、原木輸出等である。
4：四捨五入の関係により、内訳と合計は必ずしも一致しない。
資料：「森林・林業基本計画」

4. 公益的にも意義のある木材利用

森林の樹木は、大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素を貯蔵しています。さらに、木材を建築物等に利用することにより、炭素を長期的に貯蔵することが可能です。また、木材は製造や加工時のエネルギー消費が他資材よりも比較的少なく、さらに木質バイオマスの利用により化石燃料を代替するなど、二酸化炭素の排出削減にも貢献します。

このように木材利用には公益的な意義があるとともに、国産材が利用され、森林所有者が収益を上げることによって、再生林をはじめとした安定的・持続的な森林整備が可能となり、この森林資源の循環利用を通じて、森林の多面的機能の発揮にもつながるのです。

5. 木材不足・価格高騰への対応

ここで、木材不足と価格高騰、いわゆるウッドショックに触れさせていただきます。世界的な木材需要の高まりやコンテナ不足等による国際的な需給のひっ迫により、昨年上半期以降、木材の輸入量が減少し、我が国においても輸入木材や国産材製品価格が高騰しています。林野庁では、緊急の対応として、川上から川下までの関係者による需給情報連絡協議会を中央及び地区別で開催し、需給情報の共有等を行っています。また中長期的には、海外市場の影響を受

けにくい需給構造とするため、木材製品の供給力強化に向けた乾燥施設の整備や、原木の安定供給に向けた路網整備の推進等に必要な予算を措置しました。今後も動向を注視してまいります。新たな設備投資等、信用基金の債務保証が事業者の皆様のお役に立つ場面も増えるのではないかと考えております。

6. 林業金融施策について

林野庁企画課が所管する林業金融施策は大きく2つ、「融資」と「保証」です。融資については、(株)日本政策金融公庫による低利融資のほか、利子助成事業などがあります。保証については、信用基金の債務保証を御利用いただくことにより、民間融資機関からの資金調達円滑化を図るものです。この融資と保証の両輪が事業者の皆様の実業展開の一助となっているものと考えております。なお、林業信用保証事業については、近年頻発する自然災害により被災された事業者の方々や新型コロナウイルス感染症により事業経営に影響を受けたの方々などを対象に、保証料を最大5年間実質免除するための予算を措置しているところです。令和4年度においては、信用基金の将来性評価の取組とも相まって、新規創業や他業種からの新規参入、基本計画で育成すべき林業経営体として掲げている林産複合経営に取り組みされる皆様を保証料免除の対象に追加いたしました。このことにより、林業・木材産業に意欲と希望をもって創業等される方や、再生林の推進に積極的な林産複合型経営体を支援し、以ってグリーン成長の実現に寄与していきたいと考えております。

なお、融資や保証などの金融施策は、常に十分な融資・保証枠を用意することにより、長引くコロナ禍の影響や近年頻発する自然災害の他、前述の木材価格の高騰など、社会経済情勢の変動に機動的に対応できる施策と言えます。引き続き、信用基金の皆様とも連携して、事業者の皆様が円滑な資金調達が図られるよう取り組んでまいります。

最後になりますが、長引くコロナ禍の中、事業経営に影響を受けている全ての皆様の御苦労と御努力に心から敬意を表するとともに、引き続き森林・林業・木材産業に関わる皆様へ寄り添った施策の推進に努めてまいりますことを申し上げます。

令和4年度 水産金融について



水産庁 漁政部水産経営課長
魚谷 敏紀

漁業経営は、経営規模に比して漁船等多額の設備投資を必要とすることから、昨今の厳しい漁業経営環境下では、新たな代船建造等の設備投資に踏み切れない現状となっている。特に近年では大規模な自然災害が頻発するとともに、資源状態の悪化による国際規制の強化など、漁業環境をめぐる状況は目まぐるしく変化しており、このような自然災害等の影響を受けやすい漁業者に対するセーフティネットを構築し、早期に漁業経営を再建することが重要となっている。

このため、水産基本計画及び「水産政策の改革について」に基づき、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の取り組みを推進するため、引き続き、金融面から漁業経営を

支え、経営改善漁業者や被災漁業者等が経営改善や早期の災害復旧等のために必要な資金が円滑に融通されるよう必要な支援を講じる必要がある。

水産庁における令和4年度の主な金融支援策としては、経営改善漁業者や被災漁業者に対し、利子助成、無担保・無保証人による融資・保証を推進し、保証料助成等を集中的に実施するほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者に対する支援を継続している。また、沿岸漁業改善資金について法改正が行われ、従来の都道府県からの融資に加え、民間金融機関からの転貸が可能となったことにより、信用保証の対象となったところ。具体的な支援策については以下のとおりである。

1. 漁業経営基盤強化金融支援事業

令和4年度予算額：209百万円
(融資枠 262億円)

① 経営改善漁業者向け利子助成

漁業経営改善計画の認定を受けた「経営改善漁業者」が同計画を達成するため公庫資金又は漁業近代化資金により、漁船の建造・取得、養殖施設等の取得等をした場合、負担する金利を最大2%助成し、経営改善漁業者の金利負担の軽減（実質無利子化）を図る。

対象借入額の上限：貸付条件により
9千万円～4.5億円

助成期間：資金種類により
5年または10年

② 被災漁業者等向け利子助成

自然災害等により影響を受け、資金を必要とする漁業を営む個人又は法人が負担する災害関連資金等の金利を最大2%助成し、負担の軽減（実質無利子化）を図る。

対象借入金の上限：貸付条件により
1千万円～5千万円

助成期間：5年

2. 漁業者保証円滑化対策事業

令和4年度予算額 563百万円*

① 回収金減少支援事業

積極的な設備投資の促進や浜プランの実行

を図るため、経営改善漁業者等について、保証人を不要とし、担保は漁業関係資産に限る融資・保証を推進することとし、当該保証に

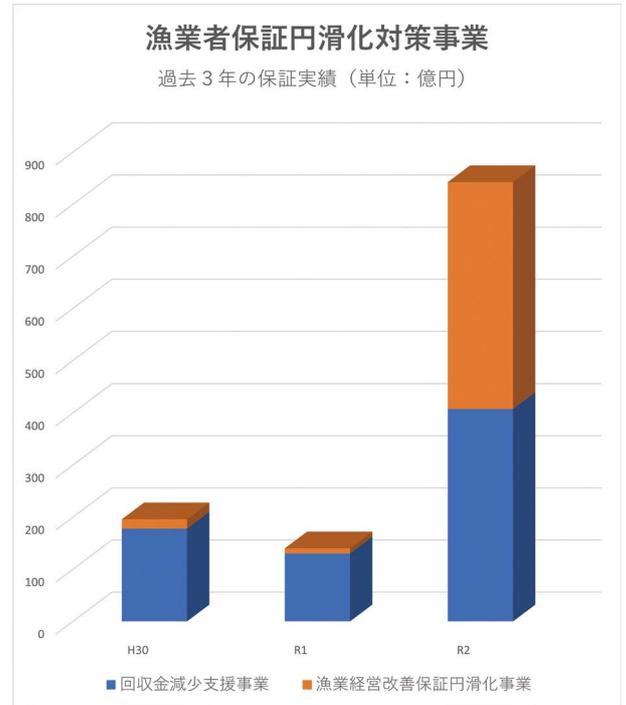
係る求償権償却経費について保証機関、保険機関にそれぞれ交付する。(保証枠:160億円)

②漁業経営改善保証円滑化事業

経営改善漁業者等が借り入れる漁業近代化資金等について、保証機関の保証に要する保証料負担を一定の期間(5年間)軽減することで、経営改善漁業者等の一層の漁業経営の改善の取組を支援する。

(保証枠:147億円)

(※予算額には①②の他に過年度事業の保証引受に係る助成額を含む。)



3. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者に対する支援

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた漁業者に対し、運転資金等の実質無利子化、実質無担保化及び保証料助成措置の金融支援を令和2年2月より継続して実施している。新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることから、本措置についても6度に

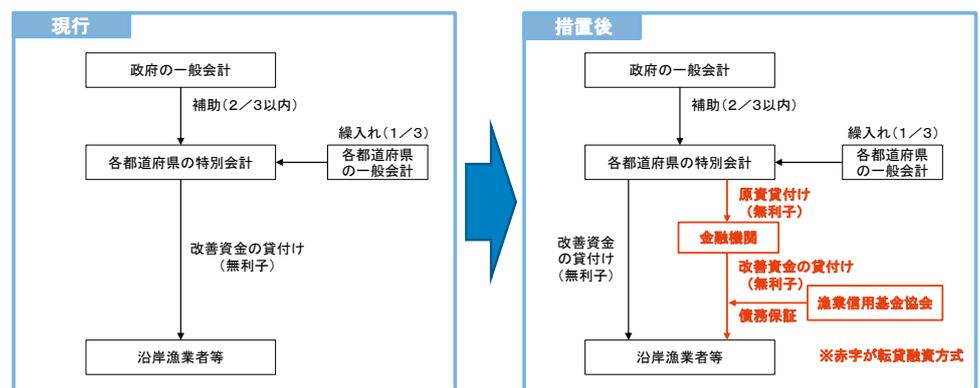
わたる実施期間の延長を行ったところであり、現時点では令和5年3月まで※の実施について上記1. ②及び2の事業内で措置されているところである。

(※公庫の無担保化の措置は令和4年9月まで)

4. 沿岸漁業改善資金の制度改正について

沿岸漁業改善資金については従来、沿岸漁業者が自主的に行う近代的な漁業技術及び生活スタイルの導入や青年漁業者の技術習得等に対して、政府の助成の下で都道府県に特別会計を設置し、都道府県が

無利子で漁業者に対して貸付けを行ってきたが、地方からの提案を受け、令和3年通常国会において、地方分権一括法により、沿岸漁業改善資金助成法及び中小漁業融資保証法の改正が行われた結果、都道府県が金融機関に必要な資金の貸付けを行い、当該金融機関が



沿岸漁業従事者等に対して沿岸漁業改善資金の貸付けを行うことが可能となった。これに伴い、金融機関が行う沿岸漁業改善資金の貸付けについて、漁業信用基金協会が行う債務保証の対象とすることとなった。本措置については令和4年4月1日より施行されている。

令和4年度 農業保険制度の運営について

政策担当者に聞く



経営局保険監理官
谷 睦枝

1. はじめに

「基金 now」をご覧の皆様方におかれましては、平素より農業保険制度の運営にご理解、ご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

農業保険（収入保険・農業共済）制度は、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づき、災害その他の不慮の事故などによって農業者が受けることのある損失や農業収入の減少に伴う影響を緩和する保険制度で、保険料や掛金に国庫補助をしています。

自然災害の頻発や新型コロナウイルス感染症の拡大など予測のつかないさまざまなリスクが農業経営に影響を与える恐れがある中で、農業経営を安定的に継続していくために、農業保険の加入により日頃から備えておくことが大切です。

次の項において、収入保険及び農業共済について、ご紹介させていただきます。

2. 収入保険について

収入保険は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減や市場価格の低下など農業者の経営努力では避けられないリスクによる収入減少を補償します（図1）。

青色申告を行っている農業者（個人・法人）を対象として、保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に保険方式と積立方式により補償されます。

また、自然災害などによる収入の減少が見込まれ、保険期間中に資金が必要な場合には、無利子のつなぎ融資を受けることができます。

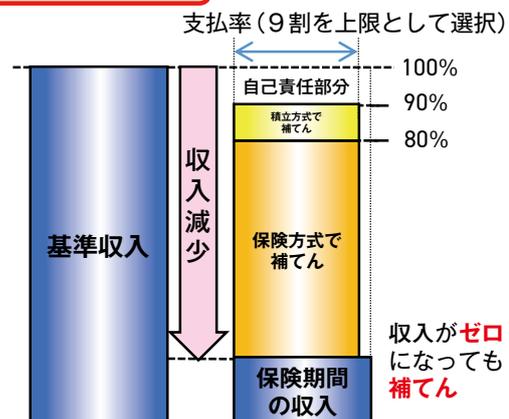
事業の実施体制は、全国農業共済組合連合会で、地域の農業共済組合などが加入の受付を行っています。

令和4年の収入保険の加入件数は、令和3年12月末現在で7万5千経営体（個人7万経営体、法人5千経営体）となっています。

また、保険金は令和2年加入者で1万3千経営体、つなぎ融資は令和3年加入者で3千経営体に対し支払が行われ、農業者の経営を支えました。支払を受けた方からは、新型コ

○図1

基本のタイプ



(注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

コロナウイルス感染症の影響により取引先の都合で出荷ができなかった際や怪我により作業ができなくなった際に資金を確保できて助かったなどの声をいただいています。

3. 農業共済について

農業共済には、農作物共済、畑作物共済、果樹共済、家畜共済、園芸施設共済があり、自然災害による農作物の収量減少のほか、家畜や農業用ハウスの損失などを補償します。

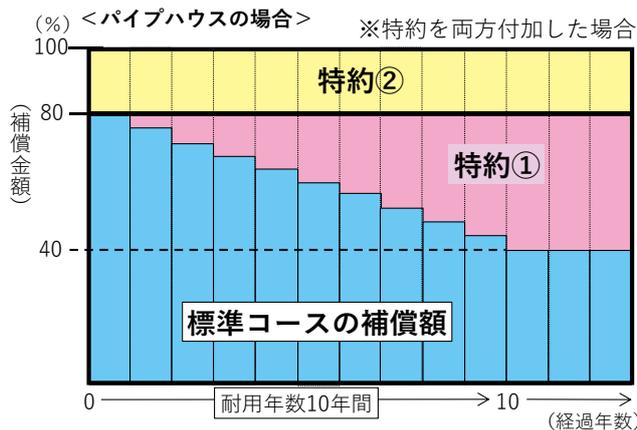
①園芸施設共済について

近年、台風や大雪などの自然災害が頻発し、農業用ハウスの被害が多く発生しています。

園芸施設共済では農業者のニーズに対応し、補償の充実や掛金負担の軽減が可能となるよう制度を見直し、加入拡大に取り組んでいます。

具体的には、築年数に応じた資産価値の8割までの補償を基本としつつ、特約を付加すれば、古くなった農業用ハウスでも新築時の資産価値の最大10割まで補償できる（図2 特約①+②）ほか、1万円を超える小さな損害から共済金をお支払いできるようになり

○図2



4. おわりに

令和3年度も7月、8月の大雨、12月以降の大雪など自然災害が発生しました。また、市場価格の低下や需要の変動などのリスクも懸念されるところです。

農業保険制度が、農業経営のセーフティ

今後ともより多くの農業者の経営安定に役立てるよう、10万経営体を目標に加入推進に取り組むとともに、青色申告の推進にも取り組んでまいります。

ました。

また、小規模の被害や耐用年数を大幅に超過した施設の補償範囲からの除外、生産部会等の集団での加入やハウスの補強などにより、掛金負担を軽減することができます。

加入率80%を目標として加入推進に取り組んでおり、令和2年度の園芸施設共済の加入率は65.6%（加入戸数ベース）となっています。引き続き、新規加入者の拡大に取り組んでいます。

②農作物共済などについて

農作物共済及び畑作物共済、果樹共済においては、ほ場毎に現地で損害評価を行う一筆方式等が令和3年度で廃止され、令和4年度からは、損害査定が明確で高い補償を選択できる収入保険や農業共済の全相殺方式等への加入を進めています。

例えば水稲共済では、一筆方式は平年収量の7割までの補償でしたが、全相殺方式では最高9割まで補償され、出荷資料や税務資料のデータにより共済金が算定され査定が明確であるなどのメリットがあります。従来は、民間事業者に乾燥調製を委託している方や青色申告をされている方が対象でしたが、令和4年産（果樹は5年産）からは白色申告の帳簿を用いてどなたでも全相殺方式に加入いただけるようになりました。

ネットとして十分に機能を発揮できるよう、自治体や関係機関の方々にもご協力いただきながら、制度の周知や加入拡大に引き続き努めてまいりたいと思います。

令和4年度 漁業共済制度の運営について

政策担当者へ聞く



水産庁漁政部漁業保険管理官

神田 宜宏

1. 漁業共済制度と農林漁業信用基金の漁業災害補償業務

漁業共済制度は、漁獲金額が減少した場合や養殖水産動植物が死亡、流出した場合の損失など、中小漁業者が異常の事象又は不慮の事故によって受ける損失を補てんすることにより、漁業の再生産の確保と漁業経営の安定に資することを目的として、昭和39年の漁業災害補償法制定により創設された制度です。漁業者の損害を国が直接救済するのではなく、漁業者の相互扶助の精神に基づき、保険の仕組みを活用する共済事業となっています。漁業共済への加入は年々増加してきており、令和2年度末における加入率は生産金額ベースで85%となっています。

国は、共済加入に当たって必要となる掛金負担について、漁業災害補償法に基づく法定補助及び漁業収入安定対策事業による追加掛金補助を行っています。これにより、平均的にみれば、漁業者の皆様の掛金負担を7割程度軽減することができます。

漁業共済においては、全国の各漁業共済組合が漁業者から共済契約を引き受けることにより地域における危険分散を担い、全国団体である全国漁業共済組合連合会（漁済連）が各漁業共済組合との間で再共済契約を引き受けることにより全国的な危険分散を図っています。さらに、異常災害など巨額の損失に対応するため、国が漁済連との間で保険契約を引き受ける仕組みとなっており、漁済連から国に支払われる毎年の保険料は、特別会計（食料安定供給特別会計における漁業共済保険勘定）において経理されています。

農林漁業信用基金は、漁業収入が減少した漁業者への共済金の円滑な支払を維持するため、各漁業共済組合及び漁済連に対して、共済金及び再共済金の支払財源となる資金の貸付を行う漁業災害補償関係業務を実施しております。漁業災害補償関係業務は、いわば漁業共済制度全体のセーフティネットとして重要な役割を果たしていることとなります。

2. 漁業共済制度をめぐる近年の状況

国による漁業共済保険事業は、東日本大震災によって多くの共済金支払が発生したことにより、平成22年度に約137億円という多額の赤字収支となりましたが、平成23年度以降においては、漁業収入安定対策事業（積立ぶらす及び追加掛金補助）の創設による加

入率の向上等によって平成29年度まで黒字基調で推移してきました。

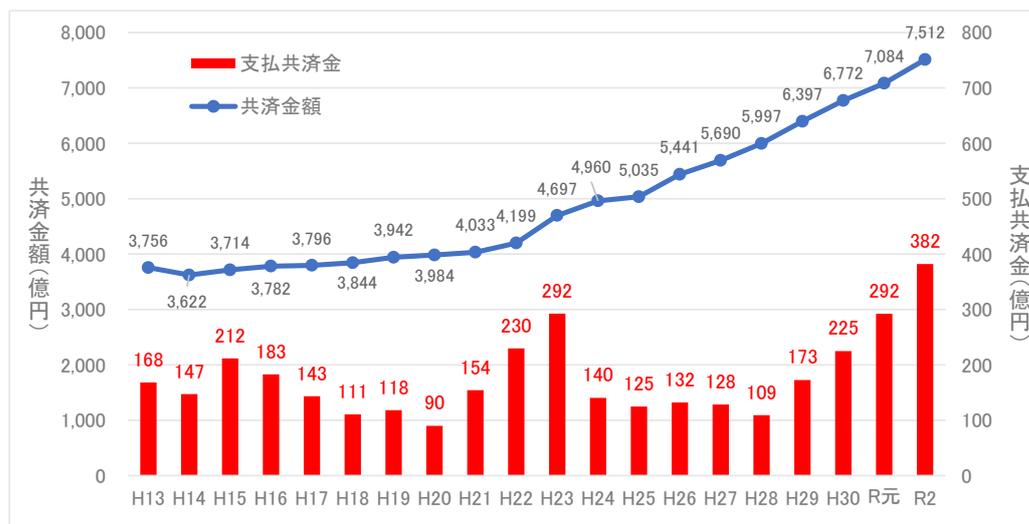
しかし、平成30年度以降は徐々に赤字収支（平成30年度4億円、令和元年度38億円）となり、令和2年度には主要魚種であるサケ、サンマ及びスルメイカの不漁に加え、新型コ

コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による外食需要の減退や魚価安などにより、更なる共済金の支払増が発生し、国からの保険金支払いに代えて、6年ぶりとなる漁業災害補償関係業務による農林漁業信用基金の漁済連への貸付が発生しました。

令和3年度においても不漁による漁獲金額の減少や新型コロナウイルス感染症の影響が継続し、共済金の支払額は過去最高の402億円となり、令和3年度末時点で農林漁業信用基金の漁済連への貸付額も188億円となりました。

このような状況のなか、農林漁業信用基金では、漁業者への共済金の支払いが滞ることのないよう、漁済連に対する貸付限度額や貸付に必要な資金の借入限度額を引き上げるなど漁業共済制度の円滑な運営に御尽力頂いております。

漁業共済の共済金額と支払共済金の推移（平成13年度～令和2年度）



3. 令和4年度における漁業共済制度の運営について

令和4年度当初予算においては、漁業共済保険事業の保険金支払いの財源として、特別会計において令和3年度の47億円を大きく上回る174億円を計上しております。しかしながら、当該予算額は令和3年度末における農林漁業信用基金から漁済連への貸付額にも満たない水準であることから、保険料収入の大幅な増加が見込めない中で、漁業共済保険事業の運営は大変厳しい状況にあり、令和4年度においても引き続き漁業災害補償関係業務による貸付の継続をお願いせざるを得ません。

昨年度の後半においては、北海道における赤潮被害や沖縄県及び鹿児島県における軽石被害など特異的な漁業被害も発生しました。今年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響がどのように推移するか不透明な状況でありますし、また、国際情勢も予断を許さない状況が続いております。近年続いている主要魚種の不漁も改善の見込が立っている

とは言いがたい状況にあり、漁業経営をとりまく諸事情の動向を注視する必要があります。

本年3月25日に閣議決定された新たな水産基本計画においては、漁業共済制度について、自然災害や水産物の需給変動といった漁業経営上のリスクに対応して漁業の再生産を確保し、漁業経営の安定を図る重要な役割を果たしていることが明記されており、今後、漁業者ニーズへの対応や国による再保険の適切な運用等を通じて、事業収支の改善を図りつつ、持続的かつ安定的な制度運営を確保することとされています。

令和4年度における漁業共済事業の運営にあたっては、新たな水産基本計画で示された方針に従って、漁業者の皆様が安心して漁業を継続して頂けるよう、事業の円滑な実施を確保しながら、併せて持続的かつ安定的な制度運営に向けて必要な検討を進めてまいりたいと考えております。

群馬県農業信用基金協会

1. 群馬県の紹介

群馬県は、日本列島のほぼ中央にあって、県西・県北地域には山々が連なり、南東部には関東平野が開ける内陸県です。

面積は 6,362.28km²で、その大きさは全国で 21 番目、関東地方では栃木県に次ぎ 2 番目です。

地形は郷土かるたの「上毛かるた」で「つる舞う形の群馬県」と詠われ、羽を広げた鶴の形によく似ています。

群馬県はよく温泉県と呼ばれますが、草津・伊香保・水上・四万の四大温泉があり、国内外からも多くの観光客が訪れています。また、2,000 m級の山岳、尾瀬の湿原、利根の清流をはじめとする美しい大自然と、行政、工業、商業と言った、それぞれの機能をもつ拠点都市が県内に分散し、自然と都市の魅力にあふれています。

群馬を表す「かかあ天下とからっ風」という言葉が有名ですので、女性の強さばかり強調されますが、県民性としては男女共に活発で行動的、大らかなタイプが多いようです。

ここで、群馬県民のあるあるをご紹介します。

① ちょっとの移動でも車を使う。車はひとり 1 台持っているのが常識です。歩いて 2～3 分のコンビニでも車を使います。

② 「上毛かるた」を暗記している。

群馬県の偉人や名所がかるたとなった「上毛かるた」があります。小学校時代には地区対抗のかるた大会もあり、大会が近くなると連日練習に励みます。そのおかげで大人になっても「上毛かるた」を暗記しています。

③ 「起立！注目！礼！」何か変ですか？

小学校では「注目！」の号令で先生を見なければ叱られます。他県では「注目！」がないそうですね。

④ 中学生はジャージで登校。

中学生は制服で登校せず、基本ジャージ登校です。大人になってから他県では制服登校と聞いてカルチャーショックを受ける人が多くいます。



2. 群馬県の農業

群馬県は、雄大な山々を背景に豊富な水資源、全国トップクラスの日照時間、標高 10 m 台の平坦地から 1,400 m 台の高冷地まで広がる耕地を有しています。また、東京から 100km 圏内に位置し、高速道路や鉄道網の整備により交通の要衝として発展し、その有利な立地条件を生かして、多彩な農業が営まれています。特に野菜や畜産の生産が盛んです。

群馬県の食料自給率は 33%（平成 30 年度

カロリーベース）と低い水準です。これはカロリーの高い米の生産が少ないこと、カロリーの低い野菜や計算上カロリーの低い畜産（飼料の大半が輸入）が盛んであること、海が無く水産物が少ないこと等のためです。

群馬県の農業産出額は 2,361 億円（令和元年度）であり、その構成は野菜と畜産物で全体の約 8 割を占めています。野菜では、生産量全国第 1 位を誇るキャベツや全国第 2 位の

きゅうり・ほうれんそう、畜産では乳用牛や豚等、全国トップクラスの生産量・飼養規模を誇る品目が多数あります。また、工芸農産物であるこんにゃく芋は、全国第1位でシエ

ア90%以上を誇ります。その他、粉食文化を担う小麦をはじめ、下仁田ねぎ、繭と生糸、椎茸や舞茸、ニジマスやアユ等、特色ある農林水産物の生産も盛んに行われています。



孺恋高原キャベツ

孺恋村は夏秋キャベツの産地として有名です。7月から10月末にかけて約1億5000万個のキャベツが作られています。



きゅうり

群馬県の平坦地を中心に栽培され、冬期の豊富な日照時間を活かした促成栽培と夏秋期の抑制栽培を組み合わせることで、ほぼ1年を通して出荷されています。



こんにゃく畑

全国トップクラスの日照時間、水はけのよい土壌をいかして「こんにゃくと言えば群馬」の地位を確立しています。



豚肉

消費者ニーズの多様化が進むなか、県内には30種類以上の銘柄があり、その品質を競い合っています。

3. 群馬県農業信用基金協会の概要

当協会は、理事11名（うち常勤1名）、監事3名の役員14名、職員12名（うち嘱託職員2名、派遣職員1名）で、総務部、業務部、債権管理部の3部体制で業務運営を行っています。



4. 群馬県農業信用基金協会の活動

当協会では、今年度下期に導入される保証審査システムに先立ち、平成29年4月より小口ローンを対象にWeb保証申込システム、平成30年4月より住宅・小口ローンを対象に他県協会と共同開発した保証審査システムを導入し、審査の迅速化・適正化及び保証機関としての競争力強化に努めてきました。

また、農業資金についても保証料率の軽減対応や書類の簡素化などに取組むとともに、新型コロナウイルス対応として運転資金や既往資金の条件緩和対応等、農業者に寄り添っ

た対応を行っています。

これにより、令和3年12月末現在の保証残高では1,450億円（前年同期比107.6%）と過去最高の保証残高となりました。

現在、新型コロナウイルス感染症や家畜伝染病、更には輸入自由化などを要因に農業経営に深刻な影響がおよんでいます。融資機関や関係機関との連携を強化し、融資機関に信頼される保証機関を目指していきたいと考えています。

沖縄県農業信用基金協会

1. 沖縄県の紹介

沖縄県は我が国の最西南端にあって東西約1,000km、南北約400kmの広大な海域に大小約160の島嶼（うち有人島は47島）からなり、わが国唯一の「亜熱帯海洋地帯」にあたり、自然的、地理的特性を有しています。面積は約2,281km²（全国44位）で国土面積に占める割合は0.6%であります。

広大な海に囲まれた亜熱帯地域の温暖な気候（年間平均23℃）と、琉球王国の文化を生かした観光が主力産業となっています。

沖縄県には現在も、琉球王国の独特な文化遺産が数多く残っており、2000年に首里城跡をはじめとするグスク（城）及び関連遺産群の9資産が「世界文化遺産」に登録されました。

また2021年7月には、奄美大島、徳之島と共に沖縄県北部（ヤンバル地区）及び西表島がきわめて重要な生物生態系を保有しているとして「世界自然遺産」に認定されました（ヤンバルクイナ、イリオモテヤマネコ、カンムリワシ等）。

その他の特徴として、人口は約146.8万人（2020年）で出生率は全国46年連続の1位と元気のある県です。

独特な文化や温暖な気候により、のどかな時間が流れる沖縄へ是非メンソーレ（いらして下さい）。

2. 沖縄県の農業

台風の多い沖縄県にあっては、さとうきびが基幹作物で県内7割の農家が栽培しています。地域や島ごとの土壌や自然環境を生かした農業が営まれ、さとうきび、ゴーヤー、パイナップル、マンゴーなどの品目は収穫量全国1位となっています。特にさとうきびは地域農業だけでなく地域社会を支えています。作物別の構成比（令和元年）は、肉用牛

24.5%（239億円）、さとうきび15.6%（152億円）、豚13.5%（132億円）、野菜14.9%（146億円）、花卉9.5%（93億円）となっています。

県経済における農業の相対的な位置づけは低く、総農家数は年々減少傾向にあり、65歳以上が6割以上を占めています。（産業構造（H30）第1次産業1.3%、第2次産業17.9%、第3次産業81.3%）



さとうきび

方言名はウージ。さとうきびは倒れても自然に起き上がる力を持っているので、台風の多い沖縄の気象条件下においては栽培が有利な作物と言えます。



ゴーヤー（にがうり）

ビタミンCが豊富で、ゴーヤーに含まれるビタミンCは熱を加えても壊れにくい特徴があります。ゴーヤーは沖縄を代表する野菜で、現在では1年を通してゴーヤーを食することができます。



パイナップル

パイナップルは台風や日照りに強く、沖縄の風土にあった果物です。苗を植えてから実ができるまで3年かかります。見た目はゴツゴツしていますが果汁が多くさわやかな甘酸っぱさで魅力の人気果実です。



マンゴー

沖縄県を代表する熱帯果樹で濃厚な甘さと程よい酸味が特徴です。沖縄のマンゴーは樹で十分熟してから収穫するため甘くて美味しいです。栄養価も高く美容効果や風邪の予防に効果があるとされています。



小菊（切り花類）

小菊は出荷量で全国1位。他産地の出荷が減少する正月用と3月彼岸用の出荷については責任産地となっており、3月彼岸期販売量の95%は沖縄からの出荷となっています。



シークワサー

青い果実で収穫したものは、レモンや酢の代わりに料理やジュースとして使われます。シークワサーの「シー」は「酸」、「クワサー」は「食わせる」という意味で「酸を食べさせる」という意味です。



デンファレ（洋ラン）

可憐な花姿と上品さを併せ持ち、華やかな場所である結婚式やイベント会場などによく飾られる花です。（全国シェア3位）



肉用子牛（黒毛和種）

年間を通じた牧草資源を活かし、八重山・宮古地域を中心に県内各地で生産されています。特に子牛の生産は全国でも5位と有数の産地となっています。

3. 沖縄県農業信用基金協会の概要

当協会は、本土復帰の年である昭和47年7月31日に設立され、今年で50周年を迎えます。役員は10名（理事7名、監事3名）で、専務を常勤とし職員10名が3課（総務課、業務課、管理課）で業務にあたっていますが、創立50周年を機に、出向く体制の強化を図る為、機構改革を行いました。令和4年度から2部制（総務部、業務部）でスタートします。



JA会館玄関前にて撮影

4. 沖縄県農業信用基金協会の活動

当県は県単一JA（沖縄県農業協同組合：平成14年4月に県下27のJAが合併、平成17年8月に連合会が統合）のため、JAとの連携強化に取り組んでいます。JAのキャンペーン等に呼応し、保証料軽減措置等を実施するなど、融資・保証伸長に向けてJAとの意見交換会を定期的実施しています。その結果、主力商品である住宅ローン、マイカーローンは順調に伸長し、令和元年度に初めて保証残高500億円の大台に乗せることができました。

近年は保証機関間の競争激化もあり、ネットローンの未導入の当協会には厳しい状況下となっていますが、出向く体制の強化等によ

り支店担当職員へのアプローチを心がけています。本年度は（独）農林漁業信用基金からの助成金を活用して手帳を作成、専務以下全職員で県内融資機関（JA一部離島を除く全支店）を巡回しました。

またJAの農業貸金パンフレット（冊子）に農業信用保証保険制度のページ掲載や保証の迅速性を図るため一部の農業資金は追認型対応へ変更しました。

コロナ禍となり、従来開催していた研修会や支店毎の勉強会、またトレーニー受入れ等厳しい状況ではありますが、引続きJA担当者との友好関係を築き、選ばれる保証機関となるよう取り組んで参ります。

優良苗木の安定供給を目指して

北海道山林種苗協同組合 参事 早苗保穂

1. 北海道の森林について

北海道の森林面積は554万haで、全国の森林面積の約4分の1を占めています。

森林の構成はミズナラやイタヤカエデ等の広葉樹やカラマツやトドマツ等の針葉樹が混交しており、北の大地に広がる森林は、木材の生産をはじめ、水資源のかん養や土砂の流

出防止等、森林の持つ公益的機能によって、私たちの命や暮らしに欠かせない恩恵をもたらしています。



2. 北海道における造林用苗木生産の現状

令和2年度に道内の森林へ植栽されている林業用種苗（造林用苗木）は約1,964万本であり、樹種別では、カラマツが1,081万本、その次にトドマツ457万本となっており、この2樹種で全体の約8割を占めています。

当組合は、これら道全体で生産される苗木の約9割、約1,700万本を当組合の組合員（組合員数46名）によって生産しており、生産された苗木は国有林や道有林・民有林（個人山林や会社所有林等）へ植林に必要な苗木として幅広く供給されています。

苗木づくりは、森（母樹林）から種子を採取し、内陸の平坦地や丘陵地の苗畑に種子を播き、2～5年以上かけて、カラマツやトドマツ等の苗木を育てています。

近年では、苗畑のみで苗木を育成するだけではなく、ハウス等の施設を整備し、専用容器によって育成されたコンテナ苗木の生産にも積極的に取り組んでおり、現在、カラマツやトドマツ等のコンテナ苗木を年間約170万本生産しています。

全国的に戦後植林されたスギやヒノキ（本道ではカラマツやトドマツ）の人工林資源が利用期を迎えており、「木を伐って、使って、植える」という森林資源の持続的なサイクルを維持していくためにも、森林整備に不可欠な資材である林業用苗木は、より優良な品質で安定的に供給することが重要となっています。

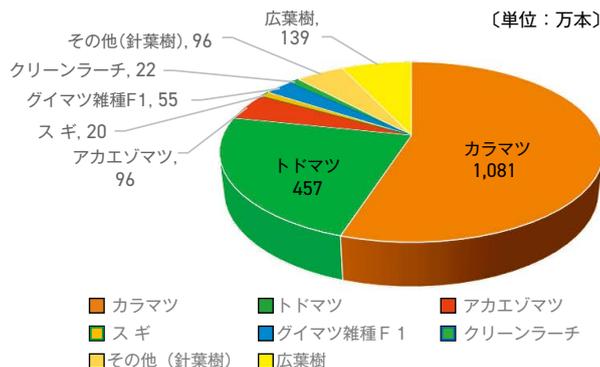


苗畑（露地）で育てたトドマツ苗



ハウスで育てたカラマツ苗（コンテナ苗）

北海道の林業用種苗（成苗）の生産量



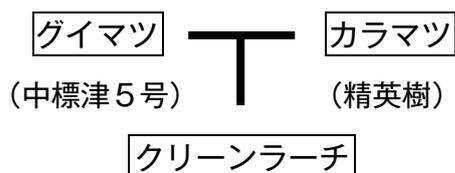
〔出典：令和2年度北海道林業統計〕

3. 脱炭素で注目「クリーンラーチ」について

北海道立総合研究機構林業試験場では、カラマツの育種研究に長年取り組んでおり、カラマツとグイマツの品種を掛け合わせ、従来のカラマツより野ねずみの食害に強く、グイマツより成長が早い「グイマツ雑種F1」の中から、特に二酸化炭素の固定能力（カラマツよりも固定能力が7～20%高い）や材の強度と幹の通直性に優れた「クリーンラーチ」という品種を開発しています。

この苗木は、2008年7月に、環境がメインテーマとなった北海道洞爺湖サミットにおいて、各国首脳に手によって記念植樹されました。

■カラマツ属のF1品種



北海道立総合研究機構 林業試験場が開発

このクリーンラーチは、現在、種子の生産量が限られるため、さし木による増殖により、当組合約20名の組合員が苗木生産に取り組んでいます。



クリーンラーチの林

クリーンラーチの苗木の生産方法は、種子を苗畑に播種し、1年生の幼苗（台木）1本から、約10本前後のさし穂を採取後、苗畑やコンテナに移植して、播種から3年目に苗木を出荷する方法が一般的となっています。



さし穂の切り取り作業



コンテナに移植されたさし木苗

さし木による増殖技術は、ビニールハウス内での温度・湿度・日照管理、灌水や施肥など各種育苗作業を適期適切に行うことが重要であり、道立林業試験場より様々な技術支援・指導を受けながら苗木づくりに取り組んでいます。

北海道では、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボン北海道」の実現を掲げており、苗木のエースとして期待される「クリーンラーチ」をはじめとして、優良な苗木を生産し、安定的に供給していくことが私たち組合員の使命となっています。

4. 林業信用保証制度への期待

苗木の生産期間は基本的にカラマツで2年、トドマツで5年を要し、1年で収穫できる農産物と比べ、投資資金の回収が長期に亘ります。

また、苗木生産者は、個人や会社経営で小規模・零細な事業体が多く、高齢化による作業員の減少など、今後の苗木づくりを担う人材の確保が急務となっております。

苗木生産者が将来にわたって安定した経営が継続できるよう、事業に必要な資金を確保するためには、金融機関からの信用度を高め、より低利で融資を受けることが重要であり、林業信用保証制度に基づき、円滑かつ有利な融資が受けられるよう、今後とも様々なサポートを期待しておりますので、引き続き、ご指導、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

全国漁業信用基金協会 茨城支所

1. 茨城県の紹介

茨城県は、関東地方の北東にあり、首都東京の中心からは、南端の市で40km、県都の水戸市は100kmの圏内にあります。

本県は、常陸国風土記（713年編纂）に「土地広く、土が肥え、海山の産物もよくとれ、人びと豊かに暮らし、常世の国のようだ」と書かれているように、古くから多くの人々が豊かに暮らしてきました。江戸時代には、水



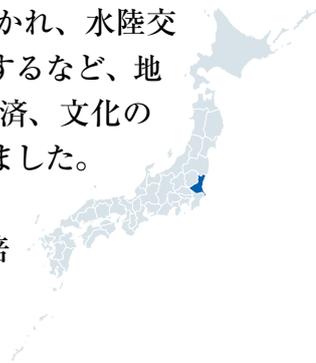
【偕楽園】日本三名園の一つ。天保13年（1842年）水戸藩第九代藩主徳川斉昭によって造園。

戸に徳川家の藩が置かれ、水陸交通の要所として発展するなど、地方における政治、経済、文化の中心として栄えていました。

以後、本県は、この地域でそれまで培われてきた産業や文化を土台に、農林水産業、工業、科学技術、文化、福祉等あらゆる面で、大いに発展を続けてきました。

結構いけてる県なのですが、都道府県魅力度ランキングではなぜか最下位常連ともなっています(⊖)。伸び代はタップリある(⊕)。

※小ネタ話(°o°;) いばらき、語尾は濁りません。でもなぜか漁船登録識別標はIG。IKは石川県です。



2. 茨城県の水産業

本県は北部太平洋に面し、沖合で親潮と黒潮が交錯するという漁場特性と高い生産力を活かした多種多様な漁業が営まれています。沖合漁業では、本県の基幹漁業である大中型まき網のほかに沖合底びき網等が、また、沿岸漁業では、船びき網を中心に小型底びき網、さし網等が行われています。

全国第2位の面積を持つ霞ヶ浦北浦では、わかさぎ・しらうお等を対象とする漁業やこ

い等の養殖業が、また、県中央に位置する汽水湖の涸沼ではしじみ漁等が行われています。

沿海地区や霞ヶ浦北浦地区では、それぞれの特色を活かした水産加工品の生産が行われ、地元の水揚げされた原料を用いた冷凍品、しらす干し、佃煮等のほか、輸入原料を用いた蒸しだこ、干しししゃも等を生産しています。

□ 茨城県の漁獲量（収穫量）及び水産加工生産量、全国順位、産出額

項目	漁業種類	H30	R1	R1全国	R1順位	R1シェア
漁獲量(t)	海面漁業	259,031	290,796	3,228,025	2位	9.0%
	内水面漁業	2,520	2,605	21,767	4位	12.0%
	霞ヶ浦北浦	849	729	-	-	-
収穫量(t)	内水面養殖業	1,219	1,099	31,108	8位	3.5%
	こい養殖	1,063	970	2,741	1位	35.4%
水産加工品生産量(t)	-	172,312	171,545	2,813,145	4位	6.1%
産出額(百万円)	海面漁業	23,451	21,817	868,171	11位	2.5%

(資料：漁業・養殖生産統計)



【いわし・さばを対象とする大中型まき網漁業】



【さば】全国一の漁獲量



【あんこう】冬のあんこう鍋は絶品



【しらす】近年は生食としても



【わかさぎ】霞ヶ浦北浦の主要魚種

3. 茨城支所の概要

- 住所：水戸市三の丸1丁目1番33号
- 電話：029-226-0717
- 担当理事：高濱 芳明
たかはま よしあき
- 担当監事：八角 直道
やすみ なおみち
- 会員数：59会員（R3年度末現在）
- 出資総額：928,200千円（同）
- 保証残高：3,277,619千円（同）

4. 茨城支所の取組み

東日本大震災の際に本県は、津波等により、漁船・漁具、漁港・関連施設など水産関係被害総額は660億円にのぼり、加えて福島第一原発事故にともなう放射性物質の影響などもあり、多大な被害を受けました。

当支所（当時は全国協会合併前）では、被災した漁業者、漁協等の漁業近代化資金及び信漁連プロパー資金等に係る融資に対し漁業者等緊急保証対策事業により442件159億円（H23～R2年度）の債務保証をするとともに、保証保険資金等緊急支援事業により5件5億円（H23年度）の代位弁済を行い、復旧・復興を支援してまいりました。

現在の新型コロナ禍については、社会のシステムや人々の生活に大きな影響を及ぼ

しており、水産業においても、飲食事業、観光・宿泊事業等、「食」に繋がる事業・産業は軒並み厳しい状況となっております。これまでのところ本県の水産においては、外出自粛による内食需要増から主にレギュラー魚介類の需要が底堅く推移して、大きな影響には至っておりませんが、引き続き注視しながら対処してまいります。

将来的な面では、人口減少のなかで、本県漁業において経営体数の一定の減少は致し方ない面があります。これは全国的な傾向ではあるものの、海況条件が厳しい本県においては、海況に恵まれるようなところと違い、残っていく漁業者・経営体は、基幹となるまき網漁業を主体に意欲的で力強く、このような観点から本県漁業のファンダメンタルはしっかりしています。まだまだ、伸び代はあります^①。

今後とも茨城支所としては、ICTの進展や予期せぬ災害、国際情勢の変化など、プラス・マイナスいずれに振れるかわからぬ水産業をとりまく状況の変化に、金融機関との連携を密にしながら柔軟に対応して、金融の底支えとしての役割を果たし、地域漁業の持続的発展に寄与してまいります。



【北茨城市 大津漁港】

震災時甚大な津波被害を受けた漁港は復興を遂げた。

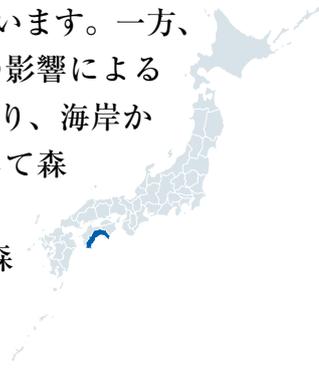
全国漁業信用基金協会 高知支所

1. 高知県の紹介

高知県は、四国地方の南部に位置し、北は四国山地、南は太平洋に面した細長い扇状の形をしています。太平洋を臨む海岸線は700kmを超え、西部はリアス式海岸、東部は隆起海岸で平坦な砂浜が続いています。また、四国山地から太平洋に流れ下る河川が大小存在し、“日本最後の清流”として全国的に知られる四万十川と、近年“仁淀ブルー”で名をはせる仁淀川が二大河川です。

面積は、約7,104km²で、全国では18番目

に広い面積を有しています。一方、複雑な地形と黒潮の影響による温暖多雨な気候により、海岸から山岳部まで連続して森林が発達しているため、県土に占める森林面積の割合は、全国1位となっています。



2. 高知県の水産業

長い海岸線を有する高知県では、伝統の遠洋・近海かつお・まぐろ漁業をはじめ、定置網漁業や魚類養殖業などの沿岸・沖合漁業、あゆ漁やうなぎ養殖などの内水面漁業が営まれており、多種多様な魚が水揚げされています。

高知県の漁業生産額は、近年400億円台で推移しており、令和元年においては、漁船漁業が257億円で全国8位、魚類養殖業が227億円で全国5位となっています。

このうち漁船漁業では、まぐろ類、かつお、そうだがつお類が主となっており、令和元年における生産額が、それぞれ全国4位、4位、1位となっています。



だるま夕日（宿毛市）
（公財）高知県観光コンベンション協会提供



浅尾沈下橋
（公財）高知県観光コンベンション協会提供



仁淀川（秋）（いの町）
（公財）高知県観光コンベンション協会提供

魚類養殖業では、ぶり類、くろまぐろ、まだいが主となっており、令和元年における生産額が、それぞれ全国4位、3位、3位となっています。

これらの水揚げされた魚は、地元のみならず関東や関西をはじめ広く出荷されており、大都市圏の飲食店等を中心に登録いただいている「高知家の魚応援の店」は1,000店舗を超えています。高知県ではこれらの

店とのネットワークを活用し、外商活動に取り組んでいます。

また、情報伝達の迅速化・作業の軽減に向けた産地市場のスマート化や、海況データや予測情報等を一元的に分かりやすく提供するシステムの構築など、生産、流通、販売の各段階におけるデジタル化に取り組んでおり、効率的な漁業生産体制への転換を進めています。



カツオ一本釣り風景
高知県水産流通課 提供



カツオ
高知県水産流通課 提供



カツオ薫焼き風景
高知県水産流通課 提供

3. 高知支所の概要

- 住所：高知市本町1丁目6番21号
- 電話番号：088-873-7693
- 担当理事：竹内 眞澄
- 担当監事：佐治 仙教
- 会員数：222 会員
- 出資金残高：1,341 百万円
- 保証残高：7,384 百万円
- 役職員数：5 名
(令和3年3月末現在)



4. 高知支所の今後の取り組み

高知県の水産業を取り巻く環境は、水産資源の減少や全国に先駆けて進行している少子高齢化等を要因に、一部の漁業生産量の減少、漁業経営体数および就業者数の減少等、先行きが不透明な状況にあります。加えて、新型コロナウイルスの影響で、魚価の低下や流通の不安定等、悪循環に陥っています。

当支所では、系統金融機関をはじめとする

関係機関と連携強化を図りながら、引き続き中小漁業者に対して、資金繰り支援や国の金融施策の推進を実施し、持続可能な地域水産業の実現へ、保証機関としての社会的責務を果たしてまいります。

また、適正な保証審査、期中管理や求償権管理の業務推進を行い、健全経営に一層努めてまいります。

石川県農業共済組合

1. 石川県の概要

南北に細長く伸びる石川県は北陸地方の中央部に位置し、能登・金沢・加賀の3つの地域に分けられます。

かつては前田利家がこの地を治め「加賀藩」となりました。江戸時代には石高120万石の大都市へと発展し「加賀百万石」と呼ばれました。

県中央の金沢にはその歴史と伝統文化が息づいており、長町武家屋敷群や茶屋街といった歴史を感じる街並みや金箔をはじめとした伝統工芸が親しまれています。

金沢市の中心部には加賀百万石の文化を映す「兼六園」「金沢城公園」や現代アートを身近に感じる「金沢21世紀美術館」などが混在しており、過去と現在の様々な文化・芸術に触れることができます。

加賀地域は、山中・山代・片山津・粟津の北陸屈指の温泉郷があり、中でも、山中温泉は俳聖 松尾芭蕉が訪れたことでも有名です。

また、同地域は石川県のシンボリックな存在とされている白山を有しています。白山は、富士山、立山と並び、日本三名山および日本三霊山に数えられています。

最高峰である標高2,702mの御前峰（ごぜんがみね）を中心に、大汝峰（おおなんじみね）、剣ヶ峰（けんがみね）、別山（べつざん）を主峰とする峰々の総称が白山です。

頂上付近は高山植物が豊かで、白山を代表す

る高山植物、クロユリは県花にも指定され、登山者の目を楽しませており、多くの県民に愛されています。

本県は台風など、自然災害の被害が比較的に少ない地域でもあります。それは県の南側に位置する白山が台風の進行を阻んでいるからだとも言われます。被害が想定されたものよりも小さいと「白山のおかげ」と胸を撫で下ろすわけです。

県北部の能登地域には、豊かな自然が広がり、里山里海の雄大な景色を楽しむことができます。海に面して小さな棚田が広がる「白米千枚田」や能登産の野菜や獲れたての魚が並ぶ「輪島の朝市」はもちろん、巨大な灯籠が乱舞する「キリコ祭り」を始めとした数々の祭りは、多くの人を魅了しています。また、奥能登地域では「奥能登国際芸術祭」が開催されるなど、芸術文化の発信にも積極的です。



「白米千枚田」

2. 石川県の農業情勢

本県の農業情勢としては、加賀地域と能登地域に大きく分けられます。手取川扇状地を中心とする加賀地域は、平坦地は稲作を中心に施設園芸や露地野菜なども盛んに行われています。集落営農や法人化で大規模経営の農業者が多くみられます。小松市ではトマト、加賀市ではブロッコリー、金沢市では加賀野菜など特産物をアピールして商品化を展開しています。

一方、能登地域では、中山間地が多いことから小規模な農業者の比率が高く、高齢化による離農者も多くみられます。羽咋市では市を挙げて農業等を使わない自然栽培を推奨しており、他県からの移住による新規就農者も活躍しています。

長年課題とされている担い手不足に対して、低コスト農業生産のモデルづくりや農業機械の改良等が進行中です。他産業の持つ技術やノ

ノウハウを積極的に農業に活用し生産の効率化・省力化に取り組んでいます。具体的には、大手建設機械メーカーと連携した農業用ブルドーザーを活用した低コスト農業生産モデルづくりや、大手自動車メーカーと連携したICTツールを活用する生産工程の現場改善などが挙げられます。

また、新品種の開発とブランディングに力を入れています。水稲では2017年に大粒の晩生品種「ひゃくまん穀」、2020年に酒米「百万石

乃白」、ブドウの「ルビーロマン」、ナシの「加賀しずく」、花では「エアリーフローラー」、シイタケの「のとてまり」を、県内外に向けて発信しています。

伝統野菜は、金時草、加賀太きゅうり、源助だいこんといった15品目の「加賀野菜」と中島菜、金糸瓜、神子原くわいといった17品目の「能登野菜」の栽培が盛んです。それぞれの風土を生かして、古くから栽培されており、加工品など6次産業化へもつなげています。

3. 石川県農業共済組合（NOSA I 石川）の概要

- 所在地：(本所) 石川県金沢市田中町か26番地1
- 電話番号：076-239-3111（代表）
- 理事：14名
- 監事：3名
- 職員数：75名（2022年4月1日現在）



NOSA I 石川本所

4. 石川県農業共済組合（NOSA I 石川）の活動

農業経営には、自然災害による収量減少や、市場価格の下落など様々なリスクがつきものです。

農業保険制度は自然災害による損失を補てんする「農業共済制度」と農業者自身の収入を補償対象とし、自然災害以外による収入減少も補てんする「収入保険」からなる国の制度です。農業経営を継続する中で起こりうる様々なリスクをカバーし、農業生産の継続と発展を後押しするための重要な柱としています。

2021年7月、当組合は、業務の合理化・効率化の観点から、本所と奥能登支所の二つを拠点とする支所統廃合をしました。特定組合化6年目に当たる年で、役員交代の節目でもあり、大きな転換期となった年でした。

新たな体制の中で、より迅速で効率的な事務執行と機動的な体制をとるため、支所統廃合と同時にグループ制を導入しました。南北に約200kmと細長い本県では、農家訪問時の移動時間が課題となります。そのため、統廃合後はグ

ループ制を導入し、グループ内の職員全員が協力して農業保険の普及推進に当たること、迅速・効率的な事務遂行と機動的な体制をとり、損害防止・農家サービスの維持に努めています。

過去、自然災害等の被害が比較的少ないとされている本県ですが、近年は大規模かつ全国的に異常気象による自然災害が頻発しており、油断はできません。また、コロナ禍による社会経済活動への影響も農業経営を行う上で、大きなリスクとなります。

こうした、時代や情勢による変化の中で、リスクを抱える農業者に対し、当組合は「備えあれば憂いなし」の精神で保険を推進しています。特に、幅広いリスクをカバーできる収入保険は、農業経営の安定化を図るため大変有効であり、必ず農家のために役立つと信じています。

これからも役職員一丸となり、収入保険並びに農業共済の推進に取り組み、農業者のセーフティネットとなれるよう努力を続ける所存です。

急速な大規模化の進展の下で 中小酪農経営の生き残りを支える酪農協

ーアメリカ北東部に見るー

熊本学園大学経済学部教授 佐藤加寿子

(農林水産省独立行政法人評価有識者会議農林漁業信用基金部会委員)

大規模化の進展で中小経営の離農が加速するアメリカ酪農

アメリカ合衆国の酪農部門は、生乳生産量を拡大させつつ、急激に農場数を減少させている。2002年に牛乳の販売認可を受けた農場は7万4,100農場であったが、2019年には3万4,187農場へと半分以上減少している。年率およそ4%の減少が続いているが、2017年から2019年には北東部、中西部での減少が加速し、15%の減少がみられた。これは現地でも衝撃をもって受け止められ、一般紙にも取り上げられるほどであったという¹。一方で全米の生乳生産量は増加を続けており、つまり農場の大規模化が急速に進んでいる。最大規模層の動きを見ると、経産牛5,000頭以上の農場は2017年センサスでは全米で189農場あり、1992年にはこの規模の農場は2つしかなかった。現在、最大の農場は経産牛を2万5,000頭以上を飼養しているという²。

農場の大規模化は産地の移動と、地域的集中をともなっている。伝統的な酪農地帯は中西部と北東部であった。それがカリフォルニア州を中心とした西部諸州に移りつつある。同時により狭い地域に生産が集中する傾向が進行している。アメリカは州の下位の行政単位として郡が設けられ、全米で郡の数は307である。1982年には50の郡に乳牛の25%が飼養されており、174の郡に50%の乳牛が飼われていた。2007年にはそれが17郡で15%、80郡で50%と、酪農生産の地域的な集中が見られる(図1)。

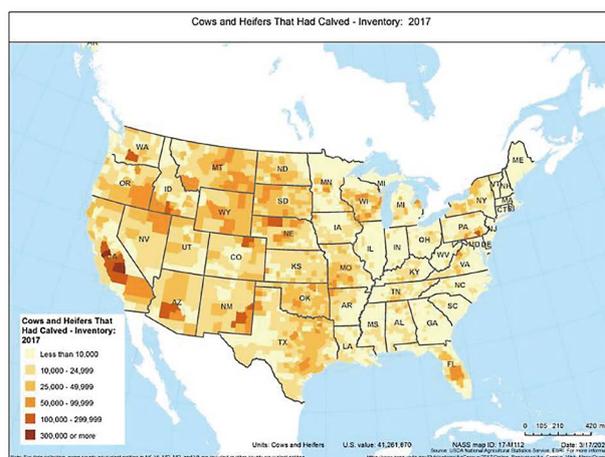


図1. アメリカ農業センサス2017年による乳牛の分布

酪農中小経営地域で組合員農場を支える酪農協

このようななかで、中小経営を支える酪農協の取組を紹介したい。伝統的酪農産地の北東部に位置するメイン州、ニューハンプシャー州、バーモント州、マサチューセッツ州、ロードアイランド州、コネティカット州、ニューヨーク州を集乳域としているアグリマークである。アグリマークは中規模の酪農協で、組合員農場数は830(2020年3月)である。組合員農場の最大規模はニューヨーク州にある2,500頭農場であるが、多くは中小規模の農場である。北東部では歴史的に人口が集中していたことから、飲用乳に仕向けられる生乳の割合が高く、そのため酪農協同組合も集乳あるいは乳業メーカーとの交渉のみをおこない、自ら加工をおこなわないものが多かった。アグリマークは農協同士の

1 野田圭介「海外情報 統合が進む米国酪農産業と乳価制度改革」『畜産の情報』農畜産振興事業団2020年4月、94-117ページ

2 MacDonald, J.M., Law, J and Mosheim, R. Consolidation in U.S. Dairy Farming, United States Department of Agriculture ERR-274, July 2020



写真1. アグリマーク直売所内部の陳列棚
 多種のチーズとともに右の棚のボトルではプロテインパウダーが販売されている。これもCabotブランドの自社加工製品。
 2020年3月筆者撮影

合併を繰り返して現在に至るが、1990年代に入るとチーズ加工、特に高付加価値チーズの生産に力を入れ、農協合併を通じて消費者向けブランド Cabot（キャボット）を確立し、現在は組合員農場から集乳した生乳の80%近くを自社加工するに至っている。この加工事業によって利益を上げ、組合員に利用高配当で還元している。下図のとおり、1995年のWTO発足以降はアメリカの生乳価格は変動幅が大きくなっており、2015年に生乳価格が急落するなかで、アグリマークの利用高配当は農場にとって重要な収入となっている（写真1）。

さらに乳価と飼料費指標との関係を見ると、2008年から2014年頃までは両者の差がかなり縮まり、酪農経営の収益性を低下させていることがわかる（図2）。アメリカ政府はこれに対応すべく、価格支持と組み合わせた所得保障制度に代えて、2014年から平均乳価と平均飼料費用の差額（＝酪農マージン）で発動する保険型の所得保障制度を導入している。これは現在、「酪農マージン保障計画（Dairy Margin Coverage Program）」として実施されているが、保険型の制度なので加入には掛金の支払が必要で³、より有利な条件で保障を受け取るためにはその分、掛金も多く支払わなければならない仕組みとなっている。酪農マージンの動向と、自らが選択した保障の水準によっては、掛金を支払っ

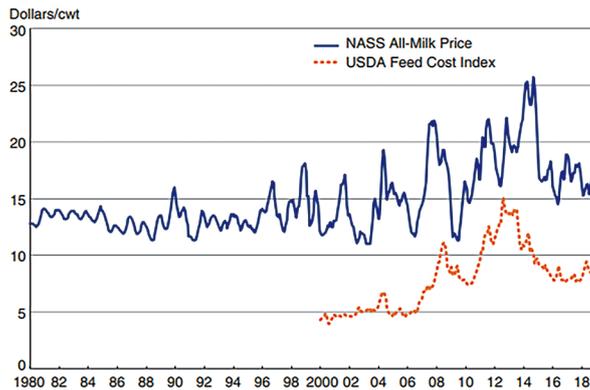


図2. アメリカの生乳価格と飼料費用指標の推移

24 ページ脚注2で挙げたアメリカ農務省の報告書（Economic Research Report No.274）からの引用
 実線が乳価、点線が飼料費用指標、単位は45.36kg当たりドル

ても支払が受けられない場合がある。この制度は農業者にとっては政府と賭けをしているような気になるようで、ニューハンプシャー州の100頭ほどを搾乳する農場では「いつも政府が勝つようにできている」との声が聞かれた。当該制度は中小の農場にとって頼りになるセーフティネットとは言えないようだ。そこでアグリマークでは組合員農場に向けて、酪農マージンの動きを分析し、予測の発信をおこない、制度利用の判断材料にしてもらっている。中小酪農経営の維持・発展のために酪農協の活動が益々重要になっている。

佐藤加寿子（さとうかすこ）



1997年九州大学大学院 農学研究科 農政経済学専攻、博士後期課程単位取得退学後、九州大学農学部助手、秋田県立大学生物資源科学部准教授、弘前大学農学生命科学部 准教授を経て、2021年熊本学園大学経済学部准教授。2022年4月より現職。農林水産省独立行政法人評価有識者会議農林漁業信用基金部会委員。

（注）本原稿は、JSPS 科研費15K07632 および JSPS 科研費 17H03884 の研究成果を利用している。

3 ただし、最も低い保障の水準（酪農マージンが4ドル以下で発動）を選べば、管理料100ドルのみの支払で加入できる。

みどりの食料システム戦略

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課

SDGs や環境を重視する国内外の動きが加速していくと見込まれる中、持続可能な食料システムを構築するために策定されたみどりの食料システム戦略について、農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課よりご寄稿いただきましたので、ご紹介します。

はじめに

我が国の食料・農林水産業は、温暖化・自然災害の増加、生産者の減少・高齢化など様々な課題に直面している一方で、さらなる輸出増加のポテンシャルが高いこと、二酸化炭素の吸収源をはぐくむ重要な産業であると同時に、地域資源を活用した再生可能エネルギー等により、温室効果ガスの排出削減にも貢献できること、最新の科学技術により、食料不足や気候変動などのSDGsのゴール達成に対応できることなど、世界が直面する課題の解決に向けて大きな可能性を有している。国内外のあらゆる産業において、SDGsや環境へ

の対応が必要となり、企業価値にも影響するといわれる中、我が国食料・農林水産業においても的確に対応する必要がある。このため、農林水産省では食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する新たな政策方針として、「みどりの食料システム戦略」を令和3年5月に決定し、令和4年から具体的な実行に着手することとしています。

本稿では、我が国の農林水産業が置かれている状況及びみどりの食料システム戦略の概要について紹介します。

1. 我が国の食料・農林水産業が直面する課題

(1) 気候変動・大規模自然災害の増加

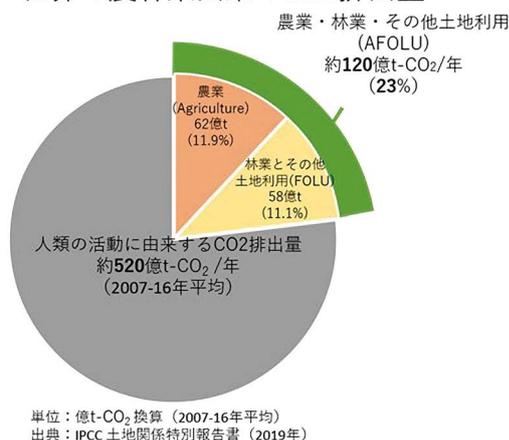
日本の年平均気温は、100年あたり1.28℃の割合で上昇しており、世界平均の2倍近い上昇率で温暖化が進んでいます。農林水産業は気候変動の影響を受けやすい産業であり、高温による品質低下や、降雨量の増加や災害の激甚化により、様々な被害が発生しています。令和2年12月に公表された「気候変動影響評価報告書」(環境省)においても、農林水

産分野における気候変動の影響として、大豆、麦の減収、品質低下、病害虫の発生地域の拡大等が記載されています。

(2) 世界全体と日本の農林水産分野の温室効果ガス(GHG)の排出

世界の温室効果ガス排出量は、約520億トン(2007-2016年平均、CO₂換算(以下同じ。))となっており、このうち、農業・林業・その他

■ 世界の農林業由来のGHG排出量



■ 日本の農林水産分野のGHG排出量

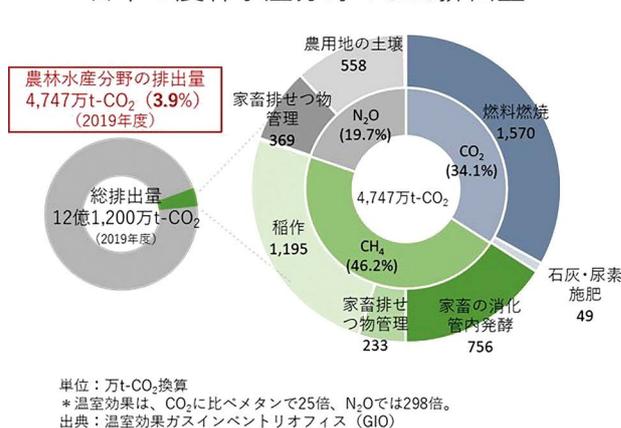


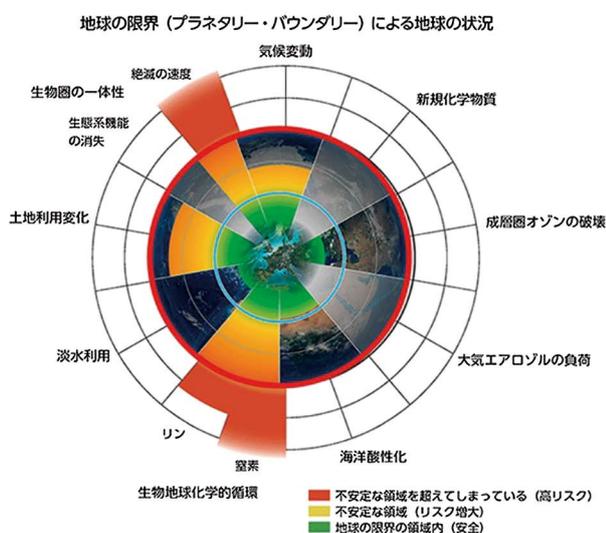
図1 世界の農林業由来のGHG排出量、日本の農林水産分野のGHG排出

土地利用からの排出は世界の排出全体の約4分の1を占めています。一方、日本の温室効果ガス排出量は約12億トン（2019年度）で、このうち農林水産分野は約4,747万トン（約3.9%）となっています（図1）。

これら排出量に対する吸収量としては、日本のCO2吸収量約4,590万トンのうち、森林が約4,290万トン、農地・牧草地は約180万トン（2019年度）となっており、農林水産業は、吸収源として温室効果ガスの削減に大きく貢献しています。

2015年の国連総会で採択された持続可能な開発目標（SDGs）に多大な影響を与えた考え方に、地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）というものがあります（図2）。プラネタリー・バウンダリーは、気候変動、窒素とリンの循環、グローバルな淡水利用、土地利用変化、生物多様性の損失、化学物質による汚染など、人類が今後何世代にもわたって発展・繁栄を続けるための定量的な地球の環境許容量のことであり、この境界を越えると、大規模で急激な、あるいは不可逆的な環境変化が発生するリスクが高まるという考え方を示したものです。既に、種の絶滅の速度と窒素・リンの循環については、高リスクの領域にあると考えられています。

SDGsの17のゴールを階層化したとき、森林、土壌、水、大気、生物資源など自然によって形成される資本（自然資本^{※1}）は他のゴールを達成するための土台となり、そこから生み出される生態系サービス^{※2}により食料産業



資料：Will Steffen et al. [Guiding human development on a changing planet]

図2 プラネタリー・バウンダリー (Stockholm Resilience Centre (illustrated by Johan Rockstrom and Pavan Sukhdev, 2016) に環境省が加筆)

をはじめとして私たちの社会は様々な便益を受けています（図3）。農林水産業は、適切に行われなければ生物多様性を含めた自然資本の劣化を引き起こす原因にもなるが、やり方次第でその維持・増大に貢献することも可能です。生物多様性を含む自然資本に配慮した農林水産業は、その維持・増大を通じて、社会・経済・環境の持続可能性の向上に貢献することができます。

一方、食料・農林水産業の存立基盤ともいえる生態系サービスは世界的に劣化しており、人類史上類をみないスピードで生物多様性が減少しています。このため、「今までどおり」から脱却し、社会変革が必要とされています。

- ※1 自然資本（ナチュラルキャピタル）：自然環境を国民の生活や企業の経営基盤を支える重要な資本の一つとして捉える考え方
- ※2 人々の暮らしを支える食料や水、気候の安定など、「自然」がもたらすさまざまな恵みのこと。

(3) 新型コロナウイルス感染症を契機とした生産・消費の変化

新型コロナウイルス感染症の拡大により、約4割が「自宅で食事を取ることが増えた」と回答（第一生命総研、20年4月調査）するなど、消費者の内食や国産食材への関心が高まっています。我が国は、食料・農林水産物のみならず、食料生産を支える肥料原料である尿素、塩化カリウム、リン酸アンモニウムなどの化学原料やエネルギーも定常的に輸入に依存していることから、農林水産物や肥料、飼料などを輸入から国内資源へ転換していくことが求められています。

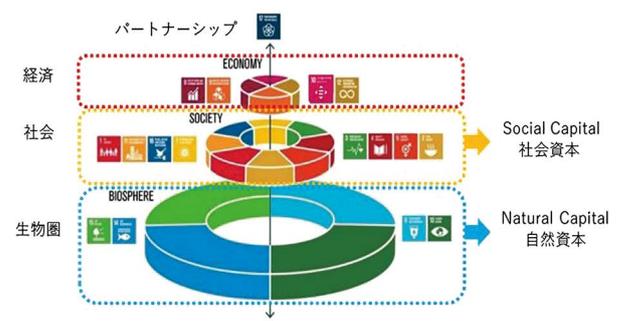


図3：自然資本とSDGs (Stockholm Resilience Centre (illustrated by Johan Rockstrom and Pavan Sukhdev, 2016) に加筆)

2. SDGs や環境をめぐる課題と国内外の動向

2050年に世界の人口は97億人に達すると見込まれ、深刻な水不足や経済活動に伴う環境破壊の拡大、気候変動の更なる進行により穀物価格の上昇による食料不安等のリスクが増大し、生物多様性の危機が深刻化するとして様々な国内外の関係機関が警鐘を鳴らしています。このため、世界的に人口増加が続く中、農林水産業の生産方式のみならず、食生活や環境負荷といった多角的な視点から食料システム全体を俯瞰し、持続的な食料システムを構築していくことが求められています。

また、持続的な生産・消費、地域への関心が高まる中、ESG投資が拡大し、持続性への取組がビジネスに直結する時代となっています。さらに今後は、持続性への適切な対応が必須になると考えられ、諸外国でも、環境や持続性等に関する戦略を策定する動きが出

ています。例えば、欧州委員会は、2020年5月にFarm to Fork戦略を公表し、2030年を目標年とする農薬や肥料、抗菌剤の使用削減に係る数値目標を設定するなどしています。また、欧州委員会はEUの食料システムをグローバル・スタンダードにすることを目指すとしています。米国も、2021年1月にバイデン大統領が就任会見において、「米国の農業は世界で初めてネットゼロ・エミッションを達成する」と表明し、化石燃料補助金の廃止、気候スマート農法の採用奨励など意欲的な動きを見せています。このような世界的な流れも踏まえ、我が国として、欧米とは気象条件等が異なるアジアモンスーンの持続可能な食料システムのモデルを構築し、世界に広げていく必要があります。

3. みどりの食料システム戦略の策定

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

上記の状況を踏まえて、農林水産省では、野上農林水産大臣(当時)を本部長とする「みどりの食料システム戦略本部」を立ち上げ、令和3年5月12日、同本部において、みどりの食料システム戦略を決定しました。検討に当たっては、各品目の生産者、若手の新規就農者、中山間、中小・家族経営等の生産者の方々や食品事業者・メーカーの皆様、消費者団体等の幅広い関係者と意見交換を行いました。また、このほかにも有識者等との意見交換、審議会、パブリックコメントも行い、これらを通じていただいた御意見を踏まえて、戦略を策定しました。

「みどりの食料システム戦略」では、2050年までに、

- ① 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の

実現

- ② 化学農薬の使用量をリスク換算で50%低減
- ③ 化学肥料の使用量を30%低減
- ④ 耕地面積に占める有機農業の取組面積を25%、100万haに拡大

等の14の目標を掲げており、革新的な技術・生産体系の開発、その後の社会実装により実現していくこととしています。

また、本戦略には、個々の技術の研究開発・実用化・社会実装に向けた2050年までの工程表を掲載し、従来の施策の延長ではない形で、サプライチェーンの各段階における環境負荷の低減と労働安全性・労働生産性の大幅な向上をイノベーションにより実現していくための道筋を示しています(図4)。

4. 課題解決に向けた取組の現状

農林水産省では、気候変動に適応する持続的な農業の実現に向け、高温耐性品種の開発・普及、温暖な気候を好む作物への転換などの対策を行っています。また、農作物のゲノム情報や生育等の育種に関するビッグデータを整備し、これをAIや新たな育種技術と組み合わせることで、従来よりも効率的

かつ迅速に育種をすることが可能となる「スマート育種システム」の開発などの技術開発が進められています。

気候変動への適応に加えて、施設園芸や農業機械、漁船の省エネ対策や森林・農地土壌吸収源対策などの温室効果ガスの排出削減の取組も進めています。

農林水産分野でのゼロエミッション達成と持続的発展に向けた取組

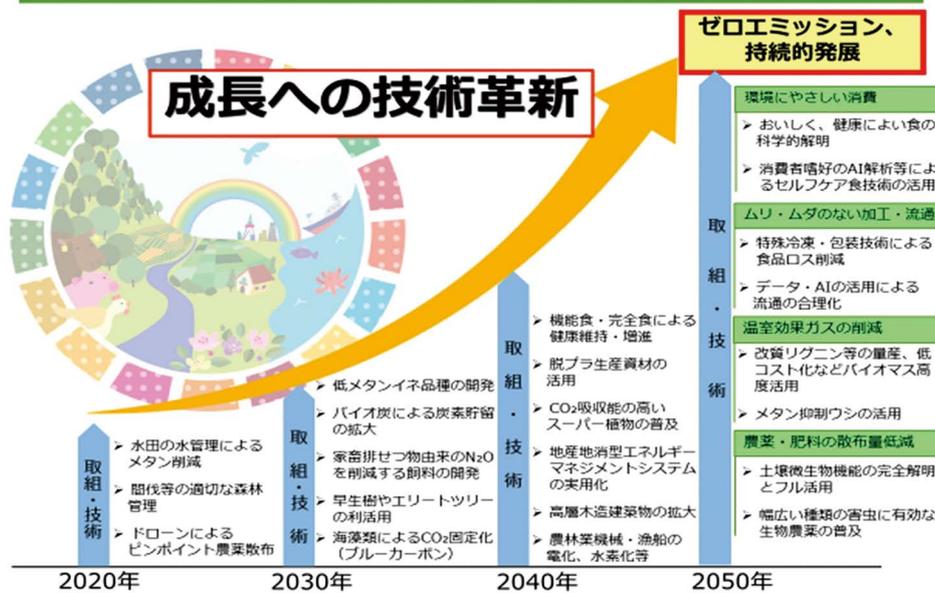


図4 農林水産分野でのゼロエミッション達成と持続的発展に向けた取組（農林水産省）

労働力不足が深刻化する中、生産性を飛躍的に高めるロボット、ICTなどの先端技術の活用が不可欠となっており、例えば、ドローンを使って害虫被害の確認を行い、被害株にピンポイントで農薬を散布することで、農薬使用量を10分の1程度（企業公表値）に低減できる技術も開発されています。このような技術は、作業の負担軽減や安全性向上、環境負荷軽減など様々な効果が期待され、農林水産業における新たな働き方や生産者のすそ野

の拡大にも貢献すると期待されています。

国内には、リサイクルしうる窒素、リン資源が存在し、国内で調達可能な産業副産物を活用した肥料は、土壌改善に資するだけでなく、家畜排せつ物の処理や食品リサイクル等にも貢献します。国内にある未利用資源を活用することで、資源の循環利用を図るとともに、輸入に依存しない肥料の製造にもつなげることが可能となります。

5. おわりに

本戦略は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性との両立を目指す新たな政策方針であり、これまでにないものとなっています。その実現に向けては、事業者、生産者、消費者等の食料システムを取り巻く関係者の理解と協働の下で、長期にわたる取組を進めていくことが重要であると考えています。このため、農林水産省は、戦略の基本理念を法定化するとともに、環境負荷低減に前向きに取り組む生産者や事業者を、税制・金融等の支援措置で後押しする新たな法制度の創設を目指しています。また、令和3年度補正予算及び令和4年度予算に、新たに「みどりの食料システム戦略推進総合対策」を盛り込み、地域ぐるみの取組等を支援しているところです。

気候変動をはじめとする環境対策を「コスト」とネガティブに捉えるのではなく、こうした取組を成長への機会と捉え、我が国の食

料の安定供給・農林水産業の持続的発展と地球環境の両立を目指すことが重要であり、農林水産省としても関係者と一丸となって、全力で取り組んでいきます。

みどりの食料システム戦略の本体資料、ご紹介した14のKPIについては農林水産省のHPをご覧ください。

▼農林水産省HP

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html>



養殖業成長産業化に向けた新たな取組

～事業性評価を活用した経営改善～

水産庁増殖推進部 栽培養殖課

金融機関等が養殖業者の事業内容や成長可能性等を適切に評価することで、融資の円滑化等に資する事業性評価の取組事例について、水産庁栽培養殖課よりご寄稿いただきましたので、ご紹介します。

1 養殖業成長産業化総合戦略の策定

水産資源の漁獲が不安定である中、水産物を計画的かつ安定的に生産できる養殖業は、国内外を問わず関心が高まっている状況にあり、成長産業化する好機を迎えています。特に、世界の養殖生産量は過去20年間で約4倍に拡大しており、人口の増加とともに水産物需要も伸びていくことが予想されています。一方、日本では、養殖業における生産量は昭和63年まで増加した後、近年では減少傾向にあります。(図1、図2)日本の国内需要は人口減少・高齢化社会の中で年々減少しており、国内の需要だけを市場として考える国内需要依存型のままでは、ますます日本の養殖業は衰退していく危険性があります。

このため、国では、水産政策の改革の一環として、国内外の需要を見据えて戦略的養殖品目

を設定し、生産から販売・輸出に至る総合戦略を立てた上で、養殖業の振興に本格的に取り組むこととし、令和2年7月に「養殖業成長産業化総合戦略」を策定(令和3年7月改訂)しました。

この総合戦略では、需要に見合った生産を行う「マーケット・イン型養殖業^{※1}」の推進を目指し、養殖業に関する生産、加工、販売、流通等の各段階の機能が連携することで養殖バリューチェーン全体における付加価値向上を図るとしています。

※1 国内外の地域の需要に応じた養殖品目や利用形態の質・量の情報を能動的に入手し、その需要に対し定質・定量・定時・定価格の養殖生産物の供給を可能とする計画的な生産を行う経営体又はその経営体を含む事業グループが行う養殖業をいう。

図1 世界の漁業生産量の推移と養殖業生産量の占める割合の推移

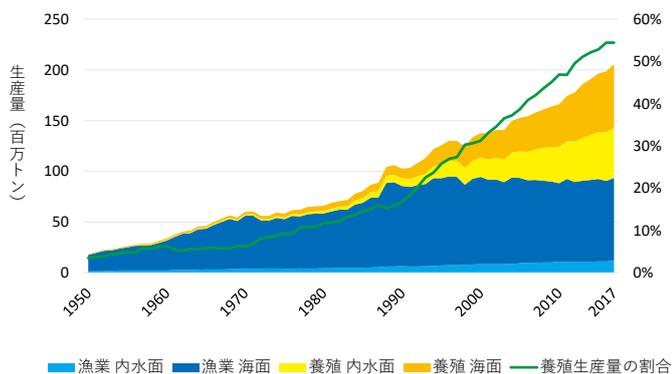
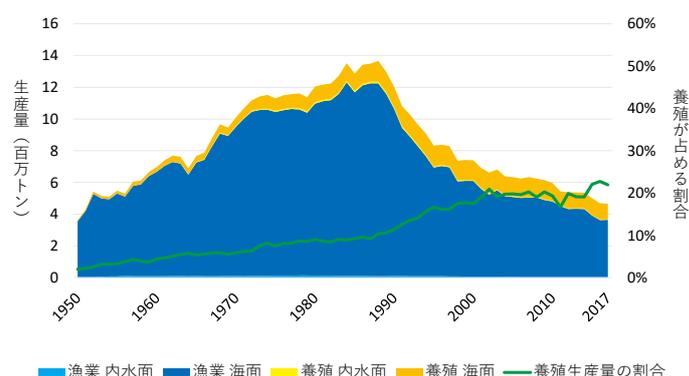


図2 我が国の漁業生産量の推移と養殖業生産量の占める割合の推移



2 養殖業の事業性評価

総合戦略に以下の記載があります。

- 養殖業者の経営に必要な資金が円滑に融通されるよう制度資金による融資や漁

業信用基金協会による信用保証等に加え、金融機能が適切に発揮されるよう、養殖業の生産・経営実態を踏まえた「養殖業事業性評価ガイドライン」の活用等による資金調達の円滑化を図る。

個々の養殖業者の成長につながる融資の円滑化等を図るために、金融機関（地方銀行等）による養殖業の経営実態の評価を容易にする「養殖業事業性評価ガイドライン」を2020年4月に策定しました。

事業性評価とは、金融機関等が現時点での財務データや保証・担保だけにとらわれることなく、事業の内容や成長可能性等を適切に評価することです。経営の維持や立て直しには金融機関からの適切な資金供給はもちろん、自身の養殖経営を正しく理解し透明性を持たせることが重要です。このため、養殖業の成長産業化に当たっては、決算書の財務分析だけでなく、今後は、事業性評価の重要性がより一層増してくると思います。

マーケット・イン型の養殖業へ転換していくに当たり、自らの経営状況、養殖水産物の保有状況を十分に把握しているか、生産上のリスク管理や将来の対策を考えているかなど、自らの経営状況や経営戦略を見つめ直すといったことが有効です。

つまり、経営を「見える化」していくことが、将来の事業の展望を描くうえで必要であるとともに、養殖業全体が成長していくためには個々の養殖業者の生産性向上が欠かせません。そのために必要な設備投資等をしていくためには、金融機関等から融資・投資を受けるだけでなく、将来の経営戦略に関する適切な助言を受けるなどして自らの経営を改善してい

くことが重要であると考えます。

さらに、金融機関等は、融資だけでなく、経営戦略の策定を支援したり、ビジネスマッチングによる販路開拓を支援するなどといった経営支援を行っている場合もあるので、そういった支援も活用していくことがさらなる経営の発展にもつながります。

しかし、金融機関側に、養殖業に関する十分な理解がなければ、普段から養殖業者との接点もできにくく、融資以外の経営支援といった適切なサポートを受けられない場合も考えられます。

このように、金融機関側が養殖業を理解していくことは、養殖業界にとっても重要であるとともに、個々の養殖業者の経営を強化することにもつながると考えます。このような観点から、本ガイドラインでは、養殖業の生産から販売に至る業務を分解し、わかりやすく、各工程における重要ポイントを評価項目としています。

本ガイドラインを通じ、金融機関等が養殖業の事業特性の理解を進め、養殖業者の過去・現在の実態を現場目線で把握し、その将来性を評価することで、異なる金融機関等が統一目線による協調融資の実施といった融資の円滑化や、金融機関等による養殖業者への経営改善ポイントの指摘といった適切なアドバイス等が行われることを期待しています。

3 養殖業における経営の特徴及び金融事情

一般的に養殖業は、

- ① 事業期間が複数年にまたがり事業内容の評価が困難であること
- ② 代金回収までに餌代等の多額の運転資金が必要であること
- ③ 魚価暴落や自然災害の経営リスクが大きいこと

といった特徴があります。しかし、金融機関からすると、こうした養殖業の経営の特徴やリスクは分かりにくい場合があります。このため、養殖業者と金融機関の日ごろのコミュニケーションが十分に行われていないと、養殖業者側も金融機関が有する知見を十分に活

かせないだけでなく、金融機関側の担当者が変更されると一から自らの生産実態等を説明していく必要があります。

また、養殖業以外の多くの産業分野を対象とする金融機関側は、養殖業の経営に関する情報の蓄積が十分でなかったり、従来の評価手法では養殖業者の経営実態を適正に評価することが難しいため、結果として資金需要に応えにくい状況が起きてしまいます。

比較的大手の養殖業者に対しては、民間金融機関による設備更新や稚魚・餌の仕入れ等に係る運転資金の需要に対応できているところもありますが、一般的な養殖業者は国の制

度融資、補助金等を活用し、地域の信漁連や日本政策金融公庫からの借り入れに頼っているケースが多くみられます。

一方で、中小・零細の養殖業者の中には運転資金をサプライチェーンの枠組みの中で仕入れ先である餌問屋のいわゆる「商社金融^{※2}」

に頼らざるを得なくなっているところもあります。

※2 産地商社と養殖業者の取引において、産地商社が養殖業者に対して餌・種苗を掛販売し、養殖業者が生産物を産地商社に販売する際に掛販売した餌・種苗を精算する。

4 ガイドラインの概要

本ガイドラインでは、事業性評価の項目と評価手法及び養殖業ビジネス評価書の例（図3）等を金融機関の方々にもわかりやすいよう提示しています。

この評価書により養殖業者も自分の事業性

の理解を深めることができるとともに、透明性を持った事業経営を実施していることを対外的にアピールすることができます。

これらの情報は、水産庁のHPに掲載されています。（参考1）

図3. 養殖業ビジネス評価書の例（魚類養殖）

5 事業性評価を活用した取組

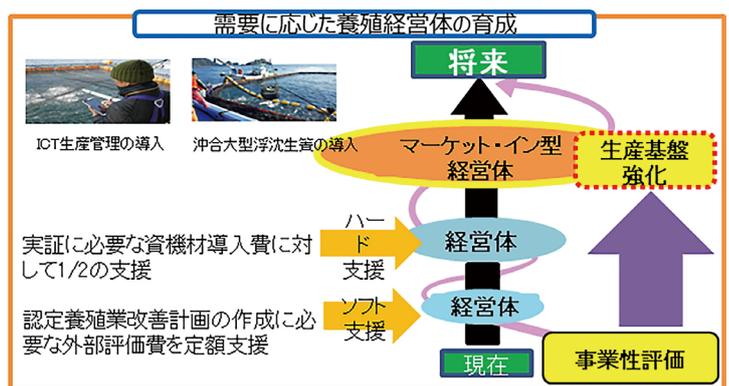
水産庁では、2020年度から事業性評価の仕組みを活用した「マーケット・イン型養殖業等実証事業」（図4）を実施しています。本事業は、①外部評価費支援と②資機材の導入費支援の2つに分かれています。

①の外部評価費支援は、養殖業者がマーケット・イン型の養殖業へ転換するための「養殖業改善計画」の作成を支援するものであり、評価機関による事業性評価を受け、その評価内容を反映させることで作成します（補助率定額。上限100万円）。

②の資機材の導入費支援は、①で作成した「養殖業改善計画」に沿ってマーケット・イン型の養殖業へ転換するために必要な資機材の導入費を支援するものです（補助率1/2。上限5千万円（事業費1億円））。

これまでの2年間で、55の養殖業者が、①の支援で事業性評価を受けています。そのうち21の養殖業者が②の支援を受けており、フィレマシン等の加工機材を導入し、自社での高度加工を実現する取組をはじめ、自動給

図4. マーケット・イン型養殖業実証事業



餌機、浮沈式生簀、フィッシュポンプ、スラリー冷却設備、加工機材、魚メ機、フォークリフト、金属探知機などの導入支援を受け、

マーケット・イン型の養殖業への転換に取り組んでいます。

○マーケット・イン型養殖業等実証事業を活用した取組事例
(詳しくは最後に紹介する参考2をご覧ください。)

① 日本サーモンファーム (株) (青森県 サーモン養殖)

フィッシュポンプ (魚を生簀から吸い上げる機械) やスタンナー (魚に電気を流し鎮静化する機械) といった作業の効率化を図る機材を事業で整備。ご当地サーモンの販売戦略とは一線を画し、国内マーケットのメインサプライヤーである北欧企業商品と同等以下の価格で多くの購入層をターゲットとし、大量販売の戦略を進める。

② (有) 勇進水産 (熊本県 マダイ養殖)

ICT対応自動給餌機の導入により、いけす内の養殖魚の遊泳状況や運動量を適切に把握し、AIによる制御や設定したスケジュール、遠隔での手動操作による適切な給餌を行う。人件費や餌代の削減に加え、需要にあわせた生産のための養殖管理の実現を目指す。

③ 福井中央魚市 (株) (福井県 サーモン養殖)

サーモン種苗の生産を行う内水面施設における酸素供給システム (飼育水の酸素濃度を高めることで、限られたスペースでの飼育尾数を増やすことが可能) や海面施設での給餌情報管理システムを事業で整備。拡大していくサーモン需要に対して、生産量の拡大と効率的な生産の実現を目指す。

6 結びに

本ガイドラインは、数ある地域産業の中でも長期的な成長の可能性のある養殖業の振興を図るためのものであり、金融機関等への指導的な意味合いは全くありません。事業性評価は、経営に透明性を持たせることにつながり、金融機関にとっては融資の判断材料として使うことに繋がりますが、養殖業者にとっては、自己の経営の事業性を改めて「見える化」することで、自らの事業・経営の特徴 (強み・弱み) や将来性を客観視できる貴重な材料となり、経営の改善等に繋げていくことが可能となります。養殖業者の皆様が自らの経営状況をしっかり把握した上で、良い点は伸ばし、悪い点は改善していくことが養殖業を成長産業化していくための第一歩です。

また、養殖業とはどのようなものかを理解してもらうためのツールとしても活用できま

す。金融機関や商品流通関係等といった、養殖業者に関わる全ての関係者が養殖業について理解を深めることで、相互のコミュニケーションツールとして活用することができます。実際に金融機関側からもそのような意見も得ているところです。生産者側は自らの事業の「見える化」を進めて透明性を向上させ、金融機関側には「目利き力」を強化していただくことで、融資だけでなく、適切な助言やお互いの関係構築・強化等による事業の改善や進展を図り、養殖業の持続的な発展につながっていくものと考えます。

本ガイドラインをきっかけに、養殖業者と金融機関等が共通の尺度で話ができるようになることで養殖業が成長していけることを期待しています。

【参考1】養殖業事業性評価の推進

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/saibai/yousyoku/jigyoseihyoka.html>



【参考2】養殖業成長産業化の推進

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/saibai/seichou-suishin.html>



役員紹介

令和4年4月1日付けで就任した役員について、紹介します。

理事
石川 治

- 昭和39年5月、愛知県生まれ。東北大学農学部卒業。
- 昭和62年4月、農林水産省に入省。水産庁企画課水産業体質強化推進室長、水産庁漁政部参事官、水産庁漁業保険管理官、水産庁水産経営課長を歴任。
- 令和4年4月、農林漁業信用基金理事に就任（役員出向）、現在に至る。
- 趣味は、釣り、散歩、料理など

信用基金の動き



運営委員会を開催し、令和4年度計画及び業務方法書の変更について審議。



令和4年度計画について主務大臣に届出。



農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書の変更について主務大臣が認可。

人事異動

令和4年3月31日付

退任 理事 廣山 久志
〔水産庁漁港漁場整備部防災漁村課長へ〕

退職 参事 高木 昭彦
漁業調整室長事務取扱
〔水産庁漁政部加工流通課課長補佐へ〕

令和4年4月1日付

理事 石川 治
〔水産庁漁政部水産経営課長より〕

参事 澤田 龍治
〔水産庁漁政部加工流通課課長補佐より〕

漁業調整室長 末田 竜一郎
〔総務経理部考査役（漁業調整室担当）より〕

総務経理部考査役（企画調整室担当）小川 友規
〔総務経理部考査役（農業信用保険業務部担当）より〕



編集後記

万緑の候、いかがお過ごしでしょうか。

季節は夏へ向かっております。学生時代には田園沿いを自転車で通学していたため、夏を迎えると青々とした稲の広がる風景が思い出されます。当時は気温が30度を超えると驚いていたものですが、近年では最低気温が30度の日もあるなんて、俄には信じがたいですね。子ども達が太陽の下で走り回ることも今は難しいのかもしれません。目の前に迫る梅雨を超えれば、今年も猛暑がやってくるのでしょうか。暑くなるにつれて熱中症などの心配も出てきますので、皆様におかれましてはお体にお気をつけてお過ごしください。

さて、コロナ禍での生活が始まってから丸2年以上が経過しました。都道府県を跨いで行う現地取材が未だに難しい中、皆様にご寄稿いただくことで広報誌を継続して発行できております。記事の文章や写真からはその場の空気感も伝わってくるようで、編集担当の私自身、広報誌の発行を毎号楽しみにしています。ご多忙の中ご協力いただいた皆様に改めて御礼申し上げます。今後とも「基金 now」をどうぞよろしく願いいたします。

(広報誌編集担当 S)

 2022年2号 No.9 2022年5月20日 発行

編集・発行 独立行政法人 農林漁業信用基金 企画調整室 企画推進課
(問合せ先) 〒105-6228 東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMORIタワー 28階
TEL: 03-3434-7813 MAIL: kikaku@jaffic.go.jp

装丁・印刷・製本 株式会社ブルーホップ

独立行政法人 農林漁業信用基金

Agriculture, Forestry and Fisheries Credit Foundations

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。